

令和 7 年第 2 回定例会

(第 3 日)

令和 7 年 6 月 10 日

令和7年第2回平川市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程（第3号） 令和7年6月10日（火）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 水 木 悟 志
2番 葛 西 厚 平
3番 小 野 誠
4番 北 山 弘 光
5番 葛 西 勇 人
6番 山 谷 洋 朗
7番 中 畑 一二美
8番 石 田 昭 弘
9番 石 田 隆 芳
10番 工 藤 秀 一
11番 福 士 稔
12番 佐 藤 保
13番 原 田 淳
14番 桑 田 公 憲
15番 齋 藤 剛
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	對 馬 一 俊
財 政 部 長	一 戸 昭 彦
市民生活部長	小 野 生 子
健康福祉部長	佐 藤 崇

経 済 部 長	田 中 純
建 設 部 長	中 江 貴 之
教育委員会事務局長	工 藤 伸 吾
平川診療所事務長	齋 藤 恒 一
会 計 管 理 者	古 川 聡 子
農業委員会事務局長	中 畑 高 稔
選挙管理委員会事務局長	齋 藤 篤 也
監査委員事務局長	長 濱 貴 弘

○出席事務局職員

事 務 局 長	今 井 匡 己
総務議事係長	柴 田 真 紀
主 査	佐 藤 吏

○議長（石田隆芳議員） 皆さん、おはようございます。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

議場内での体調管理のため、水分補給を許可しておりますので御了承願います。

15番、齋藤 剛議員より、遅れる旨の連絡がありました。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

本日は、一般質問通告一覧表の第5席から第8席までを予定しております。

なお、第5席、葛西勇人議員及び第8席、石田昭弘議員より、一般質問に関する資料について事前配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第5席、5番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○5番（葛西勇人議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第5席、議席番号5番、市政公明の葛西勇人でございます。

それでは、あらかじめ通告いたしました内容に基づきまして、一問一答方式にて質問を進めてまいります。

なお、質疑においてお互いに確認をしながら進めてまいりたいと思いますので、両面8ページの資料を配付させていただきました。御参照いただきたいと思います。また、私のホームページにも資料をアップしておりますので、検索をして御参照いただきたいと思います。

質問に入る前に、当市議会が実施した意見交換会における主な御意見、御要望について御報告申し上げます。

まず、地域運営組織である東部地区運営委員会様からは、地域の高齢化が急速に進行し、今後の地域活動を担う若年層の参加が乏しいことから、円滑な事業運営が年々困難になっているとの切実なお声を頂きました。

このため、事業継続に向けては資金面のさらなる充実に加え、当市との連携強化が不可欠であるとの御要望が寄せられました。また、災害時の通信手段確保として、自然災害の影響を受けにくい衛星電話の導入についても要望がございました。

次に、当市の第三セクターである碓ヶ関開発株式会社様からは、現在の経営状況について、コロナ禍が収束したことにより回復傾向にはあるものの、光熱費や物価高騰の影響により食材原価率が上昇し、利益率の低下が続いているとの課題が示されました。また、近年の猛暑と生産者の高齢化の進行により、農産物の仕入れ量が減少している現状についても言及がありました。

その上で、今後の事業拡大に向けては、平賀・尾上地域から碓ヶ関地域への来場者誘導策の強化と、地場製品の販売充実を図るため、これら3地域との連携強化の必要性に

ついて、強い要望を頂いたところです。

また、当市の6次産業化を先導する企業である株式会社アップルファクトリージャパン様からは、地域農業における深刻な課題として、生産者の減少に伴うりんごの供給量不足が上げられました。この課題に対応するためには、若手農家の育成支援の強化や、遊休農地の積極的な活用による生産力の維持・確保が不可欠であり、当市としてもこれらの取組をより一層推進していかなければならないという強い危機感を共有いたしました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1 児童生徒のネット依存について、質問をいたします。

全国的に、インターネットやスマートフォンの長時間利用によって、生活リズムが乱れ学校を欠席するなど、日常生活に支障を来す児童生徒が増加しているという報道を目にする機会が多くなっております。実際、私自身も市内の保護者の方から相談を受けたことがございます。

資料1を御覧ください。ネット依存とは、インターネットやスマートフォンなどを過度に使用し、心身の健康や社会生活に悪影響が生じている状態を指します。この背景には、ストレスの回避、孤独感、承認欲求などの心理的要因や、対人関係や仲間とのつながりの在り方などの社会的要因、そして家庭や学校といった環境的要因があり、それぞれ複合的に絡み合って現実逃避につながっていくと考えられます。

ネット依存によって生じる影響は多岐にわたり、具体的には身体的現象、心理的現象、社会的現象、学業的現象、行動的現象を引き起こす可能性があると言われております。

直近の報道では、令和6年度において、ネット依存が疑われる中高生は全国で約4人に1人という調査結果が発表されており、その深刻さがうかがえます。これは、もはや一部の子供に限った問題ではなく、広く教育現場や地域社会全体で捉えるべき重要課題であると私は考えています。

そこでお伺いいたします。本市において、現在、ネット依存の傾向があると見られる小・中学生の実態について、把握されている調査結果がございましたか。また、もし現時点で具体的なデータがない場合は、今後の調査や実態把握に向けた取組の予定についてもお聞かせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長、答弁願います。

○教育長（須々田孝聖） 児童生徒のネット依存についての御質問にお答えします。

まず、当市では、ネット依存に特化した調査は行っておりませんが、毎年、情報端末アンケートを小・中学校、児童生徒、保護者に実施しております。

そのアンケートの中に、情報端末を1日何時間くらい利用していますかという項目があり、情報端末を所持している児童生徒の中で、3時間以上と答えた割合は、小学1年で3%、小学2年で5%、小学3年で2%、小学4年で8%、小学5年で8%、小学6年で16%、中学1年で28%、中学2年で22%、中学3年で31%となっております。

長時間の利用をもって必ずしもネット依存とは言えませんが、長時間の利用はネット依存になる入り口となり得るため、今後もアンケート等を通じて注視してまいりますので、ネット依存に特化した調査を行う予定はございません。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 今、1日3時間以上と答えた割合が平均で、アバウトですけども、大体小学校で8%ぐらいかなと。中学生で25%ぐらいかなというところでしょうか。やはり中学生の割合は、当市でも全国平均値に近いのではないかと推測してしまうわけであります。

昨日の齋藤律子議員もおっしゃっていましたが、子供の健全な育成と生活環境の安定のためには、当市の現状の把握とそれに基づいた具体的な支援策の検討が不可欠だと私も考えております。改めてネット依存に特化した調査検討を強くお願いしたいと思います。

それでは、再質問をさせていただきます。まず、資料3を御覧ください。当市においては、児童生徒のネット依存を未然に防ぐため、インターネットトラブル事例集の公開や情報モラル教室の実施など、様々な予防的取組が行われております。

会議録を確認いたしますと、今から10年前の平成26年第4回定例会において、三浦純一議員のネット依存に関する一般質問に対して、柴田教育長からは、インターネットトラブル事例集を公開し、早期介入を重視した取組について答弁されております。

当市が早期から先進的な取組をしてきた姿勢は、全国的にも高く評価されるべきものであり、深く敬意を表するものであります。

そこでお伺いいたします。当市の小・中学校において、令和6年度にネット依存防止に関する取組は、具体的にどの程度実施されているのかお知らせください。

また、これらの取組によって、ネット依存の予防や軽減に実際に効果が現れているのか、成果や傾向があれば併せてお知らせ願います。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 各校におけるネット依存に係る取組の実施状況と成果についてお答えします。

まず、ネット依存の予防や健全なネット利用の啓発を目的とした情報モラル教室を全ての学校で年1回行っております。

対象については数年前は小学校で3年生以上が多かったのですが、昨年度からはネット利用の低年齢化に伴い、全学年を対象とする小学校が多くなりました。また半数の学校が児童生徒だけでなく、保護者にも参加を呼びかけ、保護者のデジタルリテラシー向上も図っています。それに加え各学校では、学級活動や道徳科の時間でも情報モラルについて考える授業を行っております。

これらの成果もあり、大きなネットトラブルは発生しておらず、一定のネット依存予防の効果はあるものと捉えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 分かりました。次に、昨年度に当市の小・中学校において、ネット依存が疑われる児童生徒がいたのか、また、その場合、どのような支援が行われたのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） ネット依存が疑われる児童生徒への支援についてお答えしま

す。

学校へ聞き取りをしたところ、令和6年度、ネット依存が疑われる児童生徒はいないという回答を得ました。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） ネット依存が疑われる児童生徒はいないという答弁でございました。

実は、今回私がこの質問をしたのは、先ほど述べましたけれども、市内の保護者の方から相談を受けたことがきっかけであります。学校での先生との行き違いから人間不信となり、ネット依存となりました。

深夜までSNSをやるため、朝起きることができず、体調不良で不登校が多くなりました。親との会話もLINEでのやり取りが多くなり、人との付き合いも面倒くささを感じるようになりました。

昭和世代の私には想定できないことでありました。ただただ、その子とのつながりを切らさないようにしようという対応しかできませんでした。

現在、そのお子さんは回復して元気に活動しておりますけれども、あのとき、どうしてネット依存に対する当市の取組を理解して、そのお子さんや保護者にアドバイスをしやれなかったのか。私の反省も込めて、今回このテーマを質問しております。

話を戻しますと、ですからネット依存が疑われる児童生徒はいないという回答には違和感を覚えるわけであります。

この違和感の原因は何なのか。自分なりに自問自答しました。それはやはり、私たち大人たちが子供の異変に早く気づいてやれるかどうかにかかっているのではないかと、私は考えるわけであります。

資料2を御覧ください。こちらは、先進自治体の取組事例を参考にネット依存への主な予防対応策を初期対応、家庭での対応、学校での対応、専門機関への相談、地域コミュニティでの対応という5つのカテゴリーに分類して整理したものでございます。

この中で、私が最も重要と考えるのは、やはり初期対応であります。なぜなら、どのような課題においても、早期の気づきと対応こそが、その後の状況を大きく左右するからであります。ネット依存においても例外ではなく、子供たちの異変をいち早く察知し、適切に対処することが深刻化を防ぐ鍵であると考えます。

そこでお伺いいたします。保護者、教職員に対して、ネット依存に関わる研修はどのくらい行われているのかお知らせください。

また、ネット依存の疑いのある子供を早期発見するためにどのような取組をしているのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 保護者、教職員に向けた研修についてお答えします。

まず、教職員に向けて、令和6年9月にインターネットゲーム依存の理解と支援と題した弘前大学教育学部学校教育講座の新川広樹助教を講師とする研修を行いました。

保護者に向けた研修は行っておりませんが、インターネットトラブル事例集を当市のホームページ上でいつでも閲覧できるようにし、家庭でのルールづくりやルールの見直

しなどの参考とするよう、学校を通じて周知しております。

また、学校では日常の観察をはじめ、定期的に行う生活アンケートや教育相談等を通じて、ネット依存の疑いのある子供の早期発見につなげています。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） いろいろ研修はされているということでしたがけれども、早期発見は、言うは易く行うは難しと申しますように、実際の現場においては、非常に難しい課題であります。

結局のところ、子供たちのささいな変化に気づくかどうかは、現場の教職員や保護者の観察力、判断力に委ねられる面が大きいのが現状なのかもしれません。

しかしながら、資料2にもあるとおり、チェックリストや監査項目のような客観的なツールを有効に活用することも、現場の教職員や保護者の負担を少しでも軽減し、見落としを防ぐためにも非常に有意義であると私は考えております。併せて活用検討を強くお願いしたいと思います。

再度、資料1を御覧ください。報道等によれば、小学生のおよそ16%がネット依存の疑いがあるとされており、極めて憂慮すべき状況となっております。特に近年では、スマートフォンやタブレットの普及により、幼児期からインターネットに触れる機会が増えており、ネット依存の低年齢化を懸念しております。

こうした背景を踏まえ、当市においても、幼児から小学校低学年といった、いわゆる低年齢層に対して、早い段階で適切な介入を行うことが極めて重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。当市では、このような低年齢層の子供たちに対して、ネット依存を未然に防ぐためにどのような取組や介入が行われているのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 低年齢化に対する介入についてお答えします。

低年齢層に特化しての介入は行われておりません。しかし、先ほどもお話ししたインターネットトラブル事例集は、市のホームページ上で、いつでもどこでも誰でも見られるようにしており、ネット依存を含めたインターネットトラブルについて、小・中学生、その保護者に限定せず、低年齢層に向けても注意喚起を行っております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 分かりました。再度、資料4を御覧ください。お隣の韓国では令和5年時点で、5歳～9歳の約16万人がネット依存と推定され、法律によって3～5歳から予防教育の義務化がなされております。

我が国ではさすがに法規制までは難しいと思いますが、先進自治体でもセミナーやアプリ活用などが積極的に行われているようです。

当市にも、今からその対応策を検討しておいていただければと強くお願いをしたいと思います。

次に、ネット依存の症状が発生した児童生徒に対して、当市ではどのような対応策を検討しているのか。また、家庭や学校、病院などの専門機関などと、どんな連携をすることとなっているのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 関係機関との連携についてお答えします。

当市では、ネット依存に限らず、広く子育て等での悩み相談に応じるほか、学校を通じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへも相談できる体制を整えております。また、状況によっては、スクールソーシャルワーカーを通じて、医療受診にスムーズにつながる体制も整えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 分かりました。再度、資料3を御覧ください。こちらには一例として、ネット依存の症状の重症度に応じた、段階的な対応を示すフローチャートを掲載しております。進行状況に応じて、誰にどのような支援や対応が求められるのかを視覚的かつ体系的に把握できる大変有用なものであると受け止めております。

もちろん当市においては、相談体制を整えて、現場の実情や専門的判断を尊重し、対応を現場に委ねている部分も多いことは承知しております。しかしながら、対応に当たる教職員や関係者が共通の認識の下で判断・対応できるようにするためにも、現場で蓄積されてきた経験や知見を反映した形で、こうしたフローチャートを市として整備し活用していくことも非常に有意義ではないかと考えます。

つきましては、ネット依存への対応の標準化、共有化の観点からも、このような段階的対応をフローチャートに整理しておくことを強くお願いしたいと思います。

再度、資料4を御覧ください。先進自治体における取組事例では、例えばアプリを活用して、子供のインターネット使用状況を可視化管理したり、認知行動療法をベースとした教育プログラムを導入するなど、科学的根拠に基づいたツールを用いた予防対応が実践されております。

このような取組は、ネット依存の予防や早期対応をより効果的に行う上で、極めて有効であると考えます。技術や知見をうまく活用することによって、教職員や保護者の負担軽減にもつながるものと期待されます。

そこでお伺いします。当市においてもこうしたアプリや認知行動療法に基づくプログラムなどのツールを既に導入しているのか。

また、まだ導入されていない場合、今後の導入に向けた検討状況や方針があれば、併せてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 先進的なツールの導入についてお答えします。今のところ、先進的なツールは導入しておりません。

理由としましては、今までお話ししたインターネットトラブル事例集や情報モラル教室等の取組、関係機関との連携に加え、各家庭のフィルタリング設定やルールづくりにより、児童生徒がネット依存になるのを一定程度抑えられていると捉えているからです。

また、認知行動療法をベースとするプログラムなどは、医療の側で必要性を判断するものと捉えており、今のところは導入は予定しておりません。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 分かりました。ネット依存に関する研究はかなり進んできており、ネットに依存すると、コカイン依存と同様の悪影響が脳に生じるという研究結果

も報告されております。ネット依存は単なる生活習慣の問題ではなく、脳の機能に深刻な影響を与える依存症として捉えるべきであると私は考えています。

現在、教職員も保護者自身も気づかぬうちに、児童生徒がネット依存の状態に陥っているケースが少なくないのではないかと、それが現実ではないでしょうか。自覚のないまま依存が進行することの危険性を考えれば、これは決して個人の努力だけで解決できる問題ではなく、専門的支援が必要となる病気であるという正しい理解を市民全体に広く共有していただくことが非常に重要だと考えています。

そのためにも、ネット依存の予防や早期介入にとどまらず、依存症として進行した場合の治療的対応や回復支援に至るまでを含めた、総合的な対策を市としてしっかりと整理し、体制として備えていただくことを強くお願い申し上げまして、1の質問を終わります。

次に、2 空き家活用と税で進める住まい確保と若年定住策について質問をいたします。

当市ではこれまで子育て支援をはじめ、住宅購入や引っ越し費用の助成、給食費・保育料の無償化、医療費支援といった、若年層の移住・定住を促進するための様々な施策に取り組んでまいりました。これらの取組により、近年は社会的動態、すなわち転入・転出の差が横ばいまで推移して改善されてきており、私は大きな成果であると考えております。

しかし、課題も残っております。資料5を御覧ください。令和元年度から令和5年度にかけての当市の転入・転出状況を世代別に見ると、10歳～29歳の若年層で550人の転出超過が見られる一方、30歳～39歳の世代では145人の転入超過となっています。それを基にUターン率を推定すると、約26%程度にとどまっており、若年層の転出が顕著であることが分かります。

このUターン率の低さの背景には、一般的には、都市部における生活の利便性の高さや、地元における雇用機会の不足、企業情報へのアクセスの難しさ、さらに地理的距離など、複合的な要因が挙げられますけれども、私は、当市の場合、若年層向けの住宅の不足も極めて深刻な課題であると考えております。

実際に、令和2年の国勢調査によれば、当市の賃貸住宅は802戸で、人口に占める賃貸住宅戸数比率は2.6%にすぎません。これは周辺自治体と比較しても明らかに低く、供給不足が際立っています。加えて、令和6年のアットホーム及びSUUMOのデータに基づいても、築年数の浅い物件はほとんど存在しておらず、若者に選ばれる住宅の選択肢が極めて限定されている状況にあります。

資料6を御覧ください。これは移住・定住のプロセスを示しておりますが、STEP1 移住地の調査においては、当市は各種支援策により若年層より高い評価を受けていると私は考えております。しかし、STEP2、例えば、賃貸住宅に入居して住み心地がよい場所かどうかを確認する住環境の確認及びSTEP3 住環境の整備においては、賃貸住宅供給不足など住宅の質、量ともに課題が残っており、若年層の移住・定住の決断に至らないボトルネックになっていると私は考えています。

したがって、若年層の定着及びUターン促進に向けては、住宅供給の充実が必要不可

欠で、とりわけ、増加する空き家の有効活用や、ライフスタイルの多様化に対応した柔軟な住宅政策が求められます。

具体的には、リノベーション支援、UIターン希望者向けの住宅マッチングの強化、地域と連携したサブリース制度の導入など、多面的な取組が必要と考えます。

そこでお伺いします。今後の当市の定住促進策においては、住宅政策を柱の一つと位置づけ、より戦略的かつ実効性のある対策を講じていくべきと考えますが、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 葛西勇人議員の御質問にお答えをいたします。住宅政策につきまして、当市においては、民間事業者による宅地開発を支援する民間宅地開発事業補助金制度や、移住者や子育て世帯、新婚世帯を対象に、住宅の新築や購入を支援するすこやか住宅支援補助金事業により、住まい確保に向けた取組を行っています。

当市の生産年齢人口は平成16年の2万2,000人に対し、令和6年は1万5,000人と、この20年間で約7,000人減少しており、働き手不足による地域経済の縮小という、負の連鎖を食い止めるためにも、若年層の移住・定住促進に取り組む必要があります。

これまでも、住宅取得に向けた各種助成のほか、学校給食費無償化事業や保育料等軽減事業など、子育て支援施策を実施してきましたが、引き続き若年層が安心して暮らせる住環境の整備を推進するため、住宅政策の充実をこれからも図ってまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 同じ私も考えてございます。それでは、再質問をさせていただきます。資料5、資料6にもあるとおり、若年層の移住・定住を促進するためには、住宅供給の充実が不可欠であることは言うまでもありません。

資料7を御覧ください。中でも、賃貸住宅の整備や公営住宅の新設は、住まいの選択肢を広げる上で喫緊の課題と考えます。当市では、民間宅地開発事業などにも取り組み、社会動態の改善に寄与しておりますが、若年層の転出超過に歯止めをかけるためにも、住宅整備のさらなる具体的な取組が求められると考えます。

そこでお伺いいたします。当市としてこれらの課題にどのように対応していくお考えか、見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 私からは、賃貸住宅の確保についてお答えします。定住人口の増加に資することを目的とした民間宅地開発事業補助金は、一般住宅や賃貸住宅の建築のための宅地開発を行う事業者を支援するものであり、民間活力による住宅確保に向けた取組であります。

当市には、賃貸住宅を含め建築が可能な区域がまだありますので、引き続き、補助金による誘導を行ってまいります。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） 私からは、当市の公営住宅もございますので、その新設の可能性についてお答えいたします。

公営住宅は、公営住宅法において、区域内にある住宅に困窮する低額所得者に対して賃貸をすることを目的として整備することが規定されております。

現在、当市の公営住宅として、西の平地区の市営住宅5棟80部屋、こちらを管理してございますが、ここ数年は募集戸数よりも申込みが上回ることもないことから新築するという予定はございません。

公営住宅につきましては法律上ですね、地域福祉を目的とした建物であるということを御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 賃貸住宅の確保に向けた取組については分かりました。

公営住宅の新設は、住宅に困窮する低所得者層への支援を目的としており、若年層の定住促進策とは趣旨が異なることは理解いたしました。

しかし近年では、既存の公営住宅ストックの有効活用という観点から、空き部屋を活用して、地域の人口減少対策と結びつける取組が各地で行われています。例えば、山形県長井市では、市営住宅の空き住戸を空き家バンクと連携して、おためし居住者施設として提供し、1週間から1か月程度の短期滞在を可能とすることで、移住希望者の不安を軽減し、定住につなげる成果を上げています。

当市においても同様の手法が若年層の定住促進に資する可能性があると考えられますので、市営住宅の空き部屋の活用の可能性について、ぜひ検討を強くお願いしたいと思っております。

次に、資料7の令和5年度住宅・土地統計調査住宅数概数集計（速報集計）結果にもあるとおり、当市では住宅供給が不足する一方で、空き家の増加が顕著となっています。また、当市は宅地面積が限られている上、市街化調整区域や遺跡などの規制により住宅開発が大きく制約されているのが現状です。

そこでお伺いします。こうした状況を踏まえれば、まず若年層の移住・定住促進に向けて、空き家の有効活用を積極的に進めることが重要であると考えますが、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 現在、当市では、様々な移住・定住の促進に向けた取組を実施しております。その中で、空き家の利活用に向けた取組としましては、弘前圏域定住自立圏の空き家・空き地バンクへ平成30年度から参画し、移住・定住希望者等へ空き家・空き地の売買について橋渡しをしているところであります。

そのほか、当市への移住者が空き家・空き地バンクを通じて、登録空き家である戸建て住宅を購入した際に、その一部を補助する平川市すこやか住宅支援補助金事業について、最大30万円の補助金を加算しております。

市としましても、空き家の利活用は若者世帯の移住・定住を促進する上で大変重要であると考えており、他自治体の好事例について情報収集をし、当市における空き家の利活用の取組に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 当市では、空き家対策として、空き家・空き地バンクの運営

をはじめ、すこやか住宅支援補助金事業など総合的な取組が進められていることは十分に理解をしております。

もっとも若年層の移住・定住の促進や地域の活性化をさらに図るためには、空き家の利活用に焦点を当てた施策、特にリフォームやリノベーションに対する支援制度の導入なども必要ではないかと私は考えています。

老朽化が進んだ物件の改修費用の障壁となっている現状を踏まえ、改修支援による利活用の促進もぜひ検討を強くお願いしたいと思います。

次に、若年層向けの住宅確保には、空き家の流通促進が不可欠です。行政視察を行った京都市では、長期間、非居住の空き家に対し、所有者に一定の負担を求める非居住住宅利活用促進税を令和8年度から導入予定です。背景には、不動産価格の高騰により若年子育て世代が求める住宅が不足し、若年層の市外流出が進んでいるという課題があります。

当市は京都市の50分の1の人口規模で事情は多少異なりますけれども、若年層の住宅不足解消及び転出超過という共通課題に対応するには、こうした先進事例を参考に、空き家の利活用促進策を検討すべきと考えます。

そこでお伺いいたします。当市の同様の制度を導入した場合に想定されるメリットとデメリットについて、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭彦） 当市において、京都市の事例に基づき、非居住住宅利活用促進税の導入を検討する場合の、市の見解を御説明いたします。

まずメリットについてですが、1つ目は、相続や賃貸・売却が適切に行われていない空き家が、活用されないまま管理不全空家になっていくことへの抑止力となる可能性があることです。2つ目は、空き家の流通を促進するきっかけとなり、市内に定住を希望する方の選択肢が増える可能性があることです。3つ目は、市の空き家対策に係る財源を一定程度確保できることです。

続いて、デメリットについてですが、京都市の事例に倣って一定の免税点を設定する場合、平川市内の空き家の大半は老朽化していることから、非課税となるケースが多く、目下の空き家対策としての実効性が低いと考えられます。

また、京都市では、市内の地価や住宅価格が高騰しているため、若年者が市内で住宅を取得するのが難しく、やむを得ず近郊都市に流出しているという背景があるようです。

それに対し当市では、市内の住宅需要に対して、価格高騰による影響は大きくないと考えております。さらに、当市においては、空き家に買手がつかないという声もあることから、京都市と同じ考え方で課税しても、課税対象を増やすだけになり、所有者の理解は得られないと考えます。

また、新たに課税を行う上では、システム開発や現況調査が必要となりますので、それにかかるコストも相当なものになると予想され、税収によって賄い切れない可能性があります。

京都市の非居住住宅利活用促進税は、先進的な事例ではありますが、独自事情の上に成り立った面もあると考えられます。

当市でこれを導入することについては、所有者に対する罰則として働く側面が強くなると思われますので、現時点では導入は困難であると考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 当市で想定される、メリットとデメリットがよく分かりました。とても勉強になりました。

所有者にとって罰則として働く側面が強くなるということでしたが、だからこそ逆に手放して流通促進してほしいというのがこの趣旨ではあります。

京都市でもですね、新税導入決定後に空き家相続が増え、所有者に行動を促す効果があったとされております。一方でデメリットとしては、今、答弁と同じですけれども、市民から財源確保が目的ではないかとの批判にさらされたとのいうことでございました。

資料7の非居住住宅利活用促進税の位置づけの図を御覧ください。そこにあるように、その税収を活用して、空き家の利活用支援に充てることで、活用流通を促進し、結果として空き家の減少につなげるという好循環のサイクルを生み出すことが、この場合は重要であります。

この循環を継続的に機能させることで、非居住住宅の有効活用を促し、地域の居住環境改善や若年層の移住・定住の促進にもつながると期待されております。現時点では答弁にありましてとおり、当市では恐らくこのサイクルが回らず、新税導入が困難であるとの答弁は理解いたしました。引き続きやはり空き家の流通促進策は考えていかなければならない重要な事項だと私は考えておりますので、調査検討をしていくことをお願いしたいと思います。

ところで、以前私の一般質問でも述べましたが、当市では、碓ヶ関地域における人口減少と高齢化の進行が著しく、地域の維持に深刻な影響を及ぼしています。中でも、旧かんぼの宿が長年にわたり空き家として放置され、地域景観や防災防犯の観点からも大きな課題となっています。地域住民からは、早期解体を求める声もありますが、いまだに実現しておりません。

そこでお伺いいたします。これについては過去に先輩議員が何度となく一般質問されておりますが、解体が進まない理由について改めて当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 旧かんぼの宿の解体が進まない理由についてお答えします。

旧かんぼの宿については、地域住民から解体を求める声があることを認識しており、これまでに空家法に基づく所有者の把握調査を実施し、適正管理を促す通知を13回行っております。

しかしながら、送付した通知は宛てどころに尋ね当たらずに返送されてきており、所在が不明であることから、本来所有者が行うべき適正管理や解体を促すことができない状況となっております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 現在の答弁と、以前の答弁も参考にして、私なりにまとめる。まず旧かんぼの宿の所有者は登記上は存在している。しかし、これまでに何度となく書面通知がなされているが、意向調査の書類が返送されるなど、所有者の所在が依然

として不明である。

また、旧かんぼの宿は現時点では、特定空家にも指定されておらず、行政代執行に至るまでの法的手続も進んでいないというふうな理解でよろしかったでしょうか。

しかしですね、やはりこの旧かんぼの宿の長期にわたる放置は、地域の安全性や景観への悪影響が極めて大きく、地域住民にとって深刻な課題となっています。小・中学校の隣に位置することや、このまま放置すれば、さらなる荒廃や不法侵入などのリスクも懸念され、早急な対応が求められます。

そこでお伺いいたします。旧かんぼの宿の解体に向けて、所有者不明土地・建物管理制度の適用について検討できないものか、当市の見解を伺います。

もし、この制度の適用が困難な場合は、その法的、実務的な理由や課題点についても具体的に御説明いただきますようお願いいたします。

併せて解体に向けたその他の対応策や、現在検討中の方針、スケジュールなどがございましたら、可能な範囲でお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 議員御提案の所有者不明土地・建物管理制度ですが、この制度は、管理不全状態にある特定の土地・建物について、所有者が判明しない、または、所有者が判明してもその所在が分からない場合に、利害関係人が裁判所へ申立てをし、審理を経て選任された管理人が、不動産の保存や利用のほか、裁判所の許可を得ることによって解体や処分もできる制度となっております。

旧かんぼの宿の解体に向けては、所有者不明土地・建物管理制度の活用と、所有者が自ら解体する方法の2つがありますが、所有者は所在不明であることから、所有者不明土地・建物管理制度の活用が現実的だと考えられます。

ただし、所有者不明土地・建物管理制度により不動産の解体や処分を行う場合は、予納金として、管理人の報酬や登記に係る嘱託費用のほか、解体費用相当額を利害関係人が裁判所に納める必要があり、この予納金を用意できる場合、所有者不明土地・建物管理制度を活用できるものとなっております。

このため、予納金が高額になると考えられますので、市が利害関係になった場合であっても多額の公費を投入しての制度の活用については、慎重に判断すべきと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 解体には、予納金など多額の公費負担となるため、所有者不明土地・建物管理制度の適用は慎重であるべきであるとの答弁でございました。

ところで今年5月31日の報道によれば、弘前市が空家等対策特別措置法に基づき、特定空家2件を初めて代執行により解体撤去を実施するとのことでした。特に注目すべきは、所有者の所在が確認できない事例でも、略式代執行の手続を通じて対応に踏み切った点であります。

旧かんぼの宿の代執行により解体撤去を実施するとなると、確かに公費負担は生じますが、危険除去や地域の安全確保、さらには解体後の土地の有効活用という観点からも、将来を見据えた有意義な施策とならないでしょうか。

当市には改めて費用対効果を分析していただくとともに、所有者不明土地・建物管理制度の適用、あるいは特定空家などの指定と略式代執行を含めた実効性のある対応を強くお願いをしたいと思います。

資料８を御覧ください。私が旧かんぼの宿の解体撤去に強くこだわっているのは、碓ヶ関地域の再生と活性化を本気で実現したいと考えるからであります。現場にも足を運び、確認をしてまいりました。

私は、碓ヶ関地域の活性化に向けて、コンパクトシティの形成を目指し、旧かんぼの宿、旧碓ヶ関小学校、旧消防分署跡地を一体的に活用した宅地開発を検討すべきと考えます。

併せて、移住・定住促進の成功事例として注目されている茨城県境町のもらえる戸建て住宅制度を参考に、移住・定住促進を図るプロジェクトを展開することも有効ではないかと考えています。

このもらえる戸建て住宅制度とは、簡単に説明すると、子育て世帯や新婚世帯を対象に、自治体が民間資金を活用して整備した戸建て住宅を賃貸形式で提供し、25年間継続して居住すれば、その住宅と土地を無償譲渡するという取組です。

そこでお伺いいたします。このような取組を当市で行う場合のメリットとデメリットについて、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） まず、旧かんぼの宿について、所有者は所在不明ですが民間所有であり、現在の所有者以外が活用することはできません。

また、市所有の遊休財産については、売却が検討されることになりますが、旧碓ヶ関小学校跡地については、湧水が確認されており、引き続き地盤の状況の観察が必要となっております。

その上で、碓ヶ関地域は都市計画区域外としており、平賀・尾上地域のような都市計画区域と比較した場合に、都市計画法による土地利用の制限を大幅に緩和しております。

このことから、引き続き民間活力を誘導し宅地開発の可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、議員御提案のもらえる戸建て住宅ですが、これは茨城県境町が実施している取組で、子育て世帯及び新婚世帯を対象として、町外からの転入世帯を優先し、25年間賃料を払い、住み続けた場合に、土地・建物を無償譲渡するものであります。

このような取組を行う場合のメリットですが、定住促進に取り組む自治体としてのPRになるものと考えられます。また、PFI事業などで民間と協働した場合には、建設費や維持管理費などの財政負担を縮減した定住支援の実施が期待されるものです。

一方、デメリットについては、自治体の財政負担により用地買収した土地も含めて譲渡することの公平性の確保が難しいことや、民間の住宅市場への影響が考えられます。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） メリット、デメリットについてはよく分かりました。

私も今回初めて分かりましたけども、旧碓ヶ関小学校、旧消防分署跡地は湧水などで、地盤観察をしなきゃいけないということなわけですね。ということは、建てるのにはや

っぱり地盤改良が必要であるという理解なんですね。分かりました。

私が見たときにあそこは本当にいい土地だなと思って、あそこに住宅が建てば、そういう意味では、子供たちの、結構にぎわいが期待されるなあと思って、今回こういう質問をさせていただきました。

私は、碓ヶ関地域の地理的、社会的特性を生かし、行政、教育、防災などの機能がコンパクトに集積している利点を最大限に生かしたコンパクトシティの形成こそが、碓ヶ関地域の今後のまちづくりの核になると私は確信しています。

これは行政視察した岡山県真庭市、新見市、高梁市から学びました。あそこもやっぱり山あいのコンパクトシティの中で大変にぎわいのある街でございました。人口は私たちの平川市よりも、若干少ないぐらいの土地でございますので、そういうのを碓ヶ関地域でできないのかなあというのを考えてこういう質問させていただきました。

また、もらえる戸建て住宅制度は、人口減少と高齢化という碓ヶ関地域の大きな課題に対し、住環境の整備と経済的誘因を組み合わせた、現実的かつ持続可能な対策になる可能性があると思います。

確かに不公平感、あるいは市場への影響といった課題が伴うことは分かりましたけれども、何といたっても碓ヶ関の過疎化という、まさに地方の過疎化という構造的かつ緊急性の高い課題に対する、戦略的な施策と捉えるべきではないかと考えております。

内容は異なりますけれども、戦略的な取組事例は、この境町、青森であれば西目屋村とか、私たちが実際、行政視察した高崎市なんかもそうでございましたけれども、そういう事例は多く見られると思います。

もちろん、実現には土地の調査、財源確保などが不可欠であることは言うまでもありません。引き続き慎重に調査をした上で、ぜひとも前向きな検討を強くお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員） 5番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

11時10分まで休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第6席、12番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（佐藤 保議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○12番（佐藤 保議員） ただいま議長より一般質問の許可を得ました、6席、議席番号12番、平川市民クラブ、佐藤 保です。

今冬の雪被害によるりんご樹の被害については、支援策がようやく具体化してきました。生産者も胸をなで下ろし、市長が今議会の冒頭お話しになりました生産意欲に確実に

につながったものと思われます。今後漏れのないように生産者への情報提供をよろしくお願いします。

米については、価格の異常高騰が改めて生産者、そして消費者によく理解できない摩訶不思議な流通システムの存在を教えてくださいました。私もあるセミナーで、米の価格は大手集荷業者の数社で決まるという話を聞いても、何のことか理解できませんでした。

今回は国のそろばん勘定が合わなかったのはよく分かりましたが、昨日の国会で、石破首相は米高騰の原因を徹底検証すると明言し、所得補償についてもほのめかし、ようやく本腰を入れて生産体制や流通システムを含めた米政策の見直しを行うようであります。

もとより米に関しては消費者の顔を見ることなく、値段がどうして決まるのかも知らず生産していましたので、消費者との太いパイプができるのは、これもまた生産意欲につながります。生産者としてこの動きを注視しなければならず、これらの情報も遅滞なくお伝え願えればと思います。

願わくば、平川市民のために、米の地産地消の考えがあってもいいのではという疑問符を残して、それでは通告どおり、順次質問に入らせていただきます。

1 令和7年度の鳥獣害対策について。最初の質問は市の鳥獣害対策についてであります。

急速に進行している人口減少、少子高齢化が市の全ての施策に大きく影響してきましたが、この鳥獣害についてはその最たるものと捉えています。今や里山の耕作放棄地は野生の動物園と化していて、市のほうへも情報が上がっていると思いますが、空き家にはキツネなどが住み込んで子育てをしているのも見受けられます。碓ヶ関の廃墟となった大型宿泊施設には、キツネ、タヌキ、蛇はもちろんのこと、熊も時々宿泊してるようだと言われています。新しい小・中学校のすぐ隣で、以前校庭を何度も横切ったこともあります。

私が申し上げるまでもなく、市では対策を急いでいることと思いますが、市長、何とぞ今年中にめどをつけてお願いできればと思います。よろしくお願いします。方向性だけでも何とかお願いしたい。

それでは、質問に入ります。

(1) 熊など野生動物の出没状況についてであります。

県では5月1日から出沒警報を発表しました。近くでは浪岡の出沒報道以降、連日のように近隣市町村の出沒情報が報道されております。

平川市内の今年度に入ってから熊、イノシシ、ニホンジカの出沒件数とその被害等の状況についてお知らせください。

(2) 住宅地に熊が出沒したときの対応についてであります。

私が一般質問通告書を出したときは、まだ浪岡のニュースはありませんでしたが、その日の夕方、テレビに報道されました。浪岡の市街地に出沒し、学校関係も含めて対応に大変だったようであります。このことを受け、市でもいろいろ検討したと思いますが、市民には周知されていないようであります。さて、平川市内の住宅地に熊が出沒したとき、市民はどういう行動をとればいいのかお知らせください。

(3) 里山のバリア・ゾーンについてお尋ねします。

お隣の秋田県では一昨年人身事故が多発し、里山の柿の木や栗の木など熊の餌となるものを一斉に伐採したようであります。熊などが人の生活圏に入ってこないように、緩衝帯などを造るべきと考えますが、市の御見解をお伺いします。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員の令和7年度の鳥獣害対策についての御質問のうち私からは市民と一体となった取組についての御質問にお答えをします。

議員御指摘のとおり、人の生活圏への熊の侵入防止については、以前の一般質問でも申し上げているとおり、集落と山林の間に空間を設けるために刈払いなどを行い、緩衝帯や電気柵の設置が有効であるとされておりますが、これらを実現するには、行政のみならず地域住民が一体となって取り組んでいく必要があると考えています。

市といたしましては、平川市鳥獣被害防止計画に基づき、地域ぐるみの被害防止対策を実践するため、引き続き市民を対象とした勉強会を開催するなど意識啓発に努めてまいります。

なお、熊被害防止対策として、町会などで組織する団体が緩衝帯や電気柵の設置を行う場合、国の補助金を活用できる場合もあります。

市では、引き続き相談に応じるとともに、安全・安心のため情報発信など、必要な対策を講じてまいりますので、御理解をお願いします。

このほかの御質問については、経済部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私からはまず、熊などの野生動物の出没状況についてお答えします。

今年4月から現在までの平川市内における熊、イノシシ、ニホンジカの出没件数は熊が7件、イノシシが0件、ニホンジカが1件となっております。

出没場所についてであります。熊の出没場所は碓ヶ関地区2件、久吉地区1件、小国地区3件、切明地区1件でございます。ニホンジカの1件の出没場所は沖館地区となっております。いずれも被害はございませんでした。

次に、住宅地周辺に熊が出没した場合の対応についてお答えいたします。

住宅地周辺で熊を見かけた場合に目撃者が取るべき行動としましては、県の取扱いと同様であります。速やかに安全な場所に移動した上で、最寄りの市役所、支所や警察署に御連絡いただくことであります。

次に、目撃者からの通報を受けて、市では状況に応じた注意喚起や周知をしているかについてお答えいたします。

市が通報を受けた際は、まず職員が速やかに現場に向かい状況を確認しており、その結果を踏まえ、農林課内で対応を検討しています。

対応につきましては、住宅地への影響が少ないと判断される場合は、小・中学校への連絡や防災無線での注意喚起のほか、鳥獣被害対策実施隊にわなの設置や周辺パトロールのお願いなどの対応をしております。

一方で、住宅地の中に出没したり、住宅地に被害を及ぼすと判断されるような通報はこれまでありませんでしたが、このような事態が起きた際には、市が定める平川市鳥獣被害防止計画にのっとり、青森県中南農林水産事務所や警察署にも連絡し情報共有するとともに、市では農林課、総務課など関係課が連携して対応することとしてございます。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 市の対策は少し見ましたが、ちょっと不十分な感じはいたします。といいますと、熊はリアルタイムで、もう今起きてるわけですよね。それを市民にここへ連絡しろとか周知するような電話番号とかね、そういうのはもう既につくってなければいけないと思うんですけど、それはいかがでしょう。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 市民への周知でございますが、以前の答弁でも申し上げておりますけども、この平川市が定める鳥獣被害防止計画とホームページにて御紹介させていただいております。

また、近々の内容でいきますと、LINEの中でも、目撃した場合はということで周知させていただいております。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 確かにホームページ、LINE等のそういうのはちょっと確認したことございますけども、さてそれは市民の何%の方御覧になってると思いますでしょうか。回答はよろしいです。せいぜい10%とかそのレベルじゃないかと思うんです。

もうそういうのはもうチラシでも配るべきですよね。フロー図つけてでもいいですから。もうこういう事態ですよ。いかがでしょう。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） ただいまのその緊急連絡先等々につきましては、全ての住民に周知する目的で、広報の4月号に事前に情報提供してございます。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 私が知らなかったということで理解しましたね。あと私ちょっとそこまでは確認しておりまして……大体大抵の市民の方は御存じですかね。

はい。じゃ、次に参りたいと思います。

市の予算をですね、ここ数年ちょっと見まして、鳥獣害対策について確認させていただきました。

国のほうでは先ほど市長もちょっと申し上げましたけどね、かなり令和6年度に比べて令和7年度は予算倍増してるはずであります。しかし平川市の予算の傾向を見ますと、ほとんど横ばいなんですね。もう少し力を入れてそこら辺をお願いしたい。

いろいろ鳥獣防止対策実施隊報酬等見ますとね、これも79万円程度ですね。それが大体横ばい。若干微増ですけどもね、増えております。それから、猟友会の組織運営補助金、これもやっぱりほぼ横ばい。鳥獣被害防止統合対策事業費、これはですね、462、615、661、そのレベルでは増えておりますけど。

気になりますのは鳥獣被害防止対策協議会のございますよね。その予算はずっと何も

同じですね。2万5,000円。どういう動きしてるかちょっとお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 協議会の予算でございますが、協議会はそれぞれ猟友会や、あと市担当者、警察、関係部署がですね、集まって情報共有するための会議の費用でございますので、そこは費用はあまり変わらずと。

情報提供、情報共有のための場を持つための予算でございましたので、予算の変動がないと私は思っております。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） してるのはね、その内容もです、年何回ぐらい開いてどういようなことを話し合ってるかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 会議につきましては、年1回集まって、予算の内容や来年度の取組などを検討してございます。事前に各猟友会さんから必要なわなとか、そういう必要な装備について伺って、その予算について皆さんで共有して、次年度に向けた準備を検討しているという状況でございます。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） ちょっとまだ、申し訳ございません、鳥獣害対策に対しては平川市は本気度出してないんじゃないかと。4月のね、出没件数見ても少ないからと、ちょっと油断してはいけませんよ。令和4年でしたっけか。亡くなってる方もおるわけですのでね。そんなことを忘れないでもう少し真剣に取り組みましょう。

それで最後は一ついいことということで、ちょっと農林課のほうに確認したいと思えます。2月7日に碓ヶ関公民館において、鳥獣被害対策講演会が開催されましたね。テーマがツキノワグマ生態調査と鳥獣被害対策の基礎ということでありました。もう本当に大変参考になりまして目からうろこが落ちた感じがしました。その状況、紹介していただきたいということと、それをもって市は今どういうふうに進めようとしてるかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 今年の2月、碓ヶ関地域で開催した講演会の内容でございます。

久吉地区において、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーによる熊の生息調査を10月から12月中旬まで行い、その結果を基に2月に鳥獣被害対策講演会を行いました。

講演会では、調査で感じた熊被害に対する集落の実情や、県内における猟友会員の状況及び熊以外の鳥獣による被害状況、鳥獣被害への対策、鳥獣被害に対する住民への意識醸成などについて講義いただきました。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 貴重な講義をね、無駄にしないように市では今どういうふうにする、あれを捉えてるかお知らせください。聞き方がまずかったとすれば、まださらに展開する要素がありますよね。あの講義の内容からいってもです。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 鳥獣被害対策につきましては、例えば避難訓練だとか、それに対応するような意識の醸成だとか、そういうところが話されていたわけですけども。確かに青森県内でもですね、その被害に関して避難訓練だとか事前に行っている自治体もあります。ただ、秋田県では実際にやられているようですけども、私の知る限りでは、青森県も含めて机上での訓練をしているものと私は認識してございます。

そういうところの可能性も含めて、協議会の中で検討し合い、未然に事故を防止できるような対策を取ってまいりたいと考えてございます。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） ぜひやってください。熊はすぐそこにいるんですからね。私ももう気になりまして毎回同じような質問、熊の質問して恐縮ですけども。

それではもう一つ申し上げます。浪岡の例でありますけどもね、熊に限らず野生動物は飲み水を飲みやすく、人目につきにくい川べりを選んで下流移動する傾向があるということで、注意したいと思います。

次の質問に入ります。2 平川市の地域づくり支援についてお尋ねします。

昨日の葛西厚平議員の一般質問にありましたが、3月議会で、葛西勇人議員がこの町会問題について各方面から分析していて大変参考になりました。

それで1つ目になります。（1）町会消滅地区への支援についてということでお尋ねします。

町会組織がなくなるということは、行政との窓口が消滅し、市のいろいろな施策の恩恵も受けられないのではと推察されますが、現状はどのようなになっているのでしょうか。

平川市から脱退したわけじゃなく、一人一人は市民としての義務は果たしているのがありますので、市からの支援とはどのような形で行っているのかお知らせください。

（2）世代ごとの各団体への支援についてということでもありますけども、町会にはいろいろな組織・団体がありますが、年代別に核となる組織、例えば子ども会、ねぷた団体、高砂クラブ、市では老人クラブと呼んでおりますけども、市からはどのような支援を行っているかお知らせください。

（3）老人クラブへの支援について。

町会に係る団体でも、特に高砂クラブ（老人クラブ）が町会で開催する行事等で重要な役割を担っております。

町会の各組織をだんごと例えて恐縮なんですありますが、だんご串のような存在でそれ刺して、それぞれをつなぐ知恵袋という存在に感じております。

そこで、運営費に対するさらなる補助が必要と考えますが、市の御見解をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 当市の地域づくり支援についての御質問につきましては、総務部長及び健康福祉部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬一俊） 私からは、町会が解散した地区に対し、どのように支援、行政サービスを行っているのかとの御質問にお答えをいたします。

当市では、令和4年度に2つの町会が町会長の成り手がいないことや、町会の母体となる温泉管理組合が解散したことなどを理由に町会を解散しております。

現在、市から町会を通じて提供している行政サービスのうち、町会がなくなったことで影響が出たものとして尾上地域の解散町会を例としますと、地域コミュニティの向上を目的とした地域コミュニティ育成奨励金を申請する機会や、町会として市に対し道路整備等の町会要望をする機会がなくなったことが挙げられます。

一方で、町会解散前と変わりなく行政サービスを提供できているものとしては、これまで町会で管理していた防犯灯は市が一括管理することにより、町会解散前と同様の行政サービスが提供できております。また、ごみ集積所の維持管理は町会の代わりとなる管理団体が設立され、管理をさせていただいておりますし、広報紙や回覧板は地区内の個人へ公達員を委嘱しており、これまで同様のサービスが提供できております。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） 私からは、子ども会などの団体への支援及び老人クラブへのさらなる支援についての御質問にお答えいたします。

まず、子ども会に対する支援としては、町会の子ども会への活動支援や児童生徒の育成・児童福祉の増進を目的とした事業等を実施する、平川市子ども会育成協議会に対し、平川市子ども会育成協議会運営事業補助金を交付しております。

次に、ねぶた団体に対する支援でございますが、ねぶたの制作や運行等を実施する市内の各ねぶた運行団体に対して、ねぶた運行奨励金を交付しております。

最後に、老人クラブに対する支援としましては、健康増進に資する活動や社会奉仕活動等を実施する、市老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対して、平川市老人クラブ補助金を交付しております。

次に、老人クラブへのさらなる支援についての御質問にお答えします。

老人クラブは、老人福祉法第13条に基づき、老人福祉を増進するための事業を行う自主組織として位置づけられ、当市では平川市老人クラブ連合会の下に39の団体がその知識や経験を生かし、地域の各団体と協働して様々な活動に従事しております。

当市では、平川市老人クラブ連合会に対し91万6,826円。また、単位老人クラブに1団体あたり4万6,560円の補助金を交付しており、その運営に役立てていただいております。

このほか、平川市老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対し、会の活動やイベント等に参加する際に市有バスの貸与を実施しています。バスの使用の予約に当たっても、次の年度が始まる前に、優先的に予約ができるようにしておりまして、補助金以外の面につきましても支援を行っていることから、議員より御指摘のありましたさらなる補助については現時点では検討しておりません。

しかしながら、老人クラブの活動は高齢者の生きがいつくりや健康づくりのほか、地域コミュニティの醸成にも役立つものでありますので、現在市ではホームページや広報紙で老人クラブの活動内容の周知を行うなど、老人クラブに関心を持っていただくための取組を行っており、今後も継続していきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 2つ御回答いただきましたんでどちらから……老人クラブの

ことをちょっとお話ししたいと思いますけど、私の同級生は全員後期高齢者になりましたね。誘いはかけます。何とか入ってくれないかと。まだそう年取ってねえんだと。みんなそう言いますね。口をそろえて。

この老人という言葉を、市の予算書とかから取り去ることはできませんかね。それは一つ、私のちょっとした別な要求で。

いずれ、私も地元の高砂クラブにももちろん所属しておりますて、同級生、今年中に全部入れたらという目標を立てたんですけど。ところがそういうことであります。もう自分はまだ若い。確かに気持ちはみんな若いですね。ですけども、彼らをどういうふうに取り込むか、今私の課題でありますんで、ちょっと何かお知恵がありましたら教えていただければと思います。

それはね、あと高砂クラブの費用に関してでありますけども、今現在も入会費とかそれから年会費を僅かでありまして徴収しております。それをですね、高砂クラブに入るんなら、逆に何かやらなくちゃいけないんじゃないかと。その地域をね、ずっと維持してくれてる方なものですからね。逆に市のほうからの高砂クラブへの報奨じゃなく、そういう何か難しいですかね。そういうのはね、分かるんですけども。ちょっとそれを考えています。

まず各団体も皆、入会費とか、それから年会費だの取ってると思いますんでね。せめてそこら辺は取らなくてもいいように、今地元のほうも今進めようかなと思ってました。確かにこれもね、難しいですね。

次、老人クラブのほうはいずれ名前を変えていただくということで、次の総務部長のほうにお尋ねします。

確かに町会長の成り手がない。それだけでその町会が休止になっていいものではないかね。何か、それだけで町会なくすのは本当におかしい話です。

それともう一つ。一番町会の大事な役目っていうのは今の時代は災害対応なんですね。自主防災組織はどうなってるかと。町会長の成り手がないだけで、町会が成り立たないっていう。市はどういうふうにお考えかちょっとお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬一俊） 2点ほど御質問をいただきました。3月の葛西勇人議員の一般質問の際に、当時の総務部長がお答えしておりましたとおり、町会へのアンケートを取った結果、やはり多かったのが、その成り手不足です。そういったことが挙げられております。

あとは、成り手不足ですので高齢化とかですね、あとは行政からの依頼の負担、そういったところが重いということでアンケート結果が出ていたところでございます。

今後どうするかという話については若い方ですね。それも当時一般質問の答弁のほうにあったとおり、若い方をいかにその町会に引き込むかというところのアプローチですね。そこは町会とちょっとまた一緒になりながら、これ継続していかないと、今すぐにはとなかなかいきませんけれども、町会と連携しながらそこはうまくですね、啓発、今後も継続しながらしていく必要があると思います。

それからあとは、町会と自主防災組織の関連でございますけれども。今現状町会とし

て存在しなくなったところの自主防災組織の扱いについては、そこは今、実は休止、これまた休止状態でございます、尾上のそこの町会の例をとればですね、今まさに、災害いつ来るか分かりませんので、今後どういった体制でいくのか、あるいは有事が起こったときに避難する場所は指定避難所の扱いもございます。今現状の平常時の施設の維持管理等々考えたときに、実際町会がないところが、どこに避難していくかとか、そこは自主防災組織がない場合であっても有事の際考えてですね、実際どのように行動するかといったところを、今まさに危機管理系のほうで町会と話し合いをしながらですね、その体制をどうしていくか、今後どうするのかといったところも含めて、今まさに進めている段階でございますので御理解をいただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 本当にそこの件はよろしく願います。もう一回町会を立ち上げるようにいろいろ進めていただければと思います。

町会長の成り手、確かに私以前同じような質問で、町会長は市役所の小間使じゃないんだよって発言してね、ちょっと変な質問してしまいましたけども。そういう業務もね、ちょっと見直してるとは思いますね。かなりこういろいろやるんですけども、町会長はそう面倒じゃないよっていうことも市民のほうへ周知してください。

そしてね、もう町会の方も問題あります。全部町会長いるからってということで町会長に預けてしまってるところがほとんどだと思うんですからね。中で分担して、市への会議もね、同じ人じゃなく出てもいいわけですよ。副会長出てもそういうのもありますんで。

そういうふういろいろ立ち上げるように援助してやっていただければと思います。よろしく願います。

あともう一つあるんですけども。先ほど防犯灯のお話しましたけど、防犯灯は、申し訳ございません、駅前の防犯灯は防犯灯として市では見てないですよ。あそこ。あそこはね、電気料はまだ全部個人で払ってますよ。そこら辺の情報が入ってないかもしれませんけども。尾上の駅前とか、それから尾上のあの通りの防犯灯は、市では防犯灯として補助してません。

ちょっと、でありますので、ちょっと確認していただいて電気代は全部、今、町会組織なくなったもので防犯灯の徴収だけはね、電気料を集めてるようでありますんで、そこら辺確認していただければと思います。あそこね、たしかデコレーションできる普通の防犯灯じゃないですよ。飾りのついたすごいランプ形式の防犯灯になっておりますんで、それを市では防犯灯と見てないのかな。

（「通告外」との声あり）

そう。はいはい、はい、確認お願いします。

通告じゃなく流れで今質問してます。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。回答求めていますか。

○12番（佐藤 保議員） できましたら調べて後ほどお知らせくださいよ。お願いできればですね。

以上、今この質問はこれで終わらせていただきますんで。じゃ次、3つ目になります

んで申し訳ございません。先急ぎます。

3 自治体間に発生する課題についてということで、(1)自治体間の協議について伺いたいと思います。

自治体間の境界に発生した、これ一つの例でありますね。所有者と官地の問題について質問させていただきます。

平川市民が黒石管内に所有している土地に発生した問題であります。官地となっている用水路にアカシアの木が生い茂り、そのうちの1本は根元部分、水門を変形させています。ここまで大木にしてしまったのは官地であり、何とかしてくれるという安心感があったと思います。

近年になって水門が変形し、枯れ枝が落下、散乱するようになり、数年前から黒石市、それと平川市にも相談していました。そして今冬の雪で枝の損壊が激しく、園地作業中にでも枝が落下すれば重大な被害になると、双方の伐採協議をお願いしました。双方のほうですね。平川市と黒石市。その経過と結果をお知らせいただきたいと思います。

(2)優先する課題についてであります。

自治体を越えた問題であっても、その地権者が平川市民であった場合は、市民の安全を守る観点からも、市では最重要視してやらなければならないと考えますが、市の見解をお知らせください。

○議長(石田隆芳議員) 市長。

○市長(長尾忠行) 自治体間に発生する課題についての御質問につきましては、建設部長より答弁をさせます。

○議長(石田隆芳議員) 建設部長。

○建設部長(中江貴之) まず、自治体間の協議についての御質問にお答えします。

議員からメールで依頼された危険木の伐採について、直ちに現場に行き状況を確認しました。しかし、現場が黒石市内であったため、黒石市農林課と水路を管理する浅瀬石川土地改良区の双方にこのような事案があったことを説明し、対応していただくようお願いしております。

次に、地方公共団体の区域を越えた場所での公共物等に問題があった場合の、市の対応についてお答えします。

地方公共団体は法に基づき、地域における事務処理はそれぞれの自治体の区域に限るという属地主義を原則として事務を行っておりますので、御理解をお願いします。

○議長(石田隆芳議員) 佐藤 保議員。

○12番(佐藤 保議員) 確かに自治体間の区域って何でこんなに急に食い込んでるのかなとかそういうのがいっぱいありますよね。

私先日メール差し上げたのも、そういうところでありまして、黒石市と平川市双方に同じメール出してますよね。どういうふうに黒石市と平川市で協議するのか、相談したのかと。

最後は土地改良区のほうになったようでありますけども、そこら辺の経緯は黒石市と何かお話しになったもんですか。ちょっとは分かっているとこでいいですから。

○議長(石田隆芳議員) 建設部長。

○建設部長（中江貴之） ただいまの質問に係る場所については、明らかに黒石市の行政区画内でありましたので、黒石市に状況のほう報告して対応するようにお願いしたものであります。

先日連絡を受けました場所については、明らかに平川市内の区域でありましたので、そこを管理する改良区と話して改良区が対応するという回答をもらっており、報告のほう差し上げております。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） そちらのほうのお話もありましたんで、トマトハウスの持ち主は本当に感謝申し上げておりました、市のほうにですね。スムーズに事が進んだと。本当に市のほうにお礼言ってくださいってことで、ちょっとね、先ほど電話頂きましたんで、ありがとうございます。対応が随分早かったようであります。それも土曜日の風でね、アカシアの木、倒れてしまってトマトハウスに覆いかぶさってしまったという事例なんでありますけども、その件は感謝申し上げたいと思います。

さて、あれ、どこまでいきましたっけ。

大体自治体間のやつは、その区域で完全にその周りの地権者が全部平川市民であっても、黒石市でやらなければいけないってことになりますか。

それで対応が遅いんで、もう黒石市には10年来もずっとお話ししてはいますが、周りが多分平川市民なので対応がちょっと遅かったと思いますね。ちょっと持っていく方が、こちらの持っていく方も悪かったと思いますんで。いずれあそこのアカシアは全部撤去しなくちゃいけないと思います。用水路がもう潰れてましてね。

そういうこともありますんで、これからいろいろ情報提供とかいただければ対応したいと思います。

以上。議長今これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 先ほど御質問がございました尾上中心街のですね、街路灯について情報が届きましたので、お答えさせていただきます。

尾上中心商店街の街路灯は商店街が管理してございまして、商工会が事務局となつてございます。現在商工会が事務局というところです。

電気料ですが、駅前前の商店街の電気灯が34基ありまして、年間25万円程度費用がかかっているということです。ただ、令和元年度にLEDの球に交換しているということで、以前よりは抑えられているのかなというところまで調べてあります。

○議長（石田隆芳議員） 12番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時00分まで休憩とします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、6番、山谷洋朗議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

(山谷洋朗議員、質問席へ移動)

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員の一般質問を許可します。

○6番（山谷洋朗議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第7席、議席番号6番、美郷会の山谷洋朗です。

今回は2つの項目に分けて質問させていただきます。

昼食後の眠気を誘う時間帯ではありますが、後ほどの質問の中に授業中に寝てしまう生徒に関してという内容もあることから、自分としては絶対に寝させないぞという気持ちで臨みますので、よろしくお願いします。

先々月、東部地区運営委員の方々と意見交換をする機会を頂き、その中で委員の方からは、やはり少子高齢化の波にのまれそうなこの地区をどのようにして活性化させればよいのかということが大きな課題であり、切実な悩みであるというお話をいただきました。

そこで、この東部地区の地域活性化のための市の取組について、3つの質問をします。

1点目は、東部地区の課題解決や活性化を図るために、地域の委員によって活動している東部地区運営委員会の前年度までの取組についてお知らせください。

2点目は、この東部地区運営委員会の発足の時期。また、委員会のこれまでの活動状況。そして、今後の運営における課題と委員会からの市への要望事項。また、今後東部地区運営委員会と市がどのようにして連携していくべきと考えているのかも、併せてお知らせください。

3点目として、東部地区全体の活性化のため、市としては今後どのような支援を考えているのかお知らせください。

次に、旧小国小中学校の今後の措置について伺います。

旧小国小中学校については、令和2年の12月議会において、利活用について質問させていただき、市長のほうから平川市公共施設等総合管理計画において、市の財政負担の軽減を柱としていて、次世代への負担をできる限り残さない公共サービスを目指すという趣旨の上からも、財源の見通しがつき次第解体する方針である旨の答弁をいただいています。今現在も解体する方針で変わりがないものかどうか伺います。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 私からは、東部地区運営委員会の発足時期と前年度までの取組や活動状況についてお答えをいたします。

東部地区運営委員会は、東部地区8町会の町会長で構成する東部地区町会長連絡協議会を母体とした住民有志により、令和2年6月に設立しております。

取組としましては、協議を開始した令和2年6月当時は、弘南バス黒石～温川線が1日2往復と便数が少ないことや、当市の中心地まで直接運行される公共交通機関がなく、自家用車がない高齢者にとっては非常に不便な状況であったことから、新たな移動手段について検討を重ねました。

この検討結果を受けて、市では令和2年10月に東部・平賀線バスの運行を開始しております。さらには課題を検証する中で、令和4年10月からは事前予約制による乗り合い

タクシーに変更し、運行ダイヤや停留所等の協議を継続しながら、現在も運行しております。

このほかにも、豪雪地帯の東部地区における冬期の生活環境改善のため、共助の仕組みを活用した除排雪体制を構築し、除雪困難な高齢者の除排雪を、昨年度実施しております。

活動状況としましては、毎月1回定例会を開催しており、市職員も参画することで地域における課題解決のために、課題の洗い出しや検討を重ねているところであります。

次に、旧小国小中学校の今後の方針についてお答えをいたします。

旧小国小中学校の利活用については、令和2年第4回定例会においても山谷洋朗議員より御質問があり、大型建設事業終了後に、財源の見通しが立った段階で解体を実施していきたい旨答弁させていただいており、現在も同様の方針であります。

このほかの御質問につきましては、総務部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬一俊） 私からは、東部地区運営委員会における今後の課題や、市への要望事項、活性化のための連携等についてお答えをいたします。

まず今後の課題としましては、地域の高齢化が進んでおり組織の運営を担う人材の確保と育成が重要な課題となっております。特に、若年層の参加が不足していることから、委員会の運営を継続するためにも、若い世代の参画を促すための仕組みづくりが必要であると考えております。

次に、委員会から市への要望としましては、課題解決に向けた先進事例等の情報提供などが上げられております。活動する上で、先進事例を研究することは非常に有効と考えておりますので、先進地視察等の実施により、今後の活動に生かしていければと考えております。

また、委員会と市との連携としましては、課題解決のための専門的な知見や事例の提供、財政的支援、関係機関との調整など側面的な支援で連携し、持続可能な地域づくりの発展に寄与していきたいと考えております。

最後に、東部地区の活性化のための市の支援についてであります。地域活性化を持続的に進めていくためには、地域の主体的な取組を尊重しつつ、それを支える多角的な支援が必要であると認識をしております。

地域の活性化を図ることは、人口減少も相まって、一朝一夕に解決できる課題ではございませんが、東部地区運営委員会を通して、活性化に向けてどのような取組が効果的かを検討し、その実現に向け、制度面や知識面について、市が支援していければと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） 市としての東部地区の活性化に対しての今までの取組や、これからの連携するために必要なこと、また、市の東部地区に対する思いや考えが、説明でよく分かりました。

今後もお話に出たとおり、引き続き東部地区運営委員会の方々との連携を密にして、東部地区の活性化に向けて、尽力してくださることを切にお願いいたします。

それでは、旧小国小中学校の今後について再質問させていただきます。

ただいま答弁でおっしゃった解体する方針とした理由について、もう一度お知らせください。また解体するとしたら、その時期、解体にかかる費用、国からの助成金などがあつたなら、その内容も併せてお聞かせください。さらに、また解体するとなつたならば、解体後の跡地の利活用についても併せてお聞かせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭彦） 初めに、校舎を解体する方針とした理由についてお答えいたします。

御承知のとおり、旧小国小中学校の校舎は、現在ソバモヤシの生産施設として、あすなろ理研株式会社に貸付けしている状況です。

それ以外の利活用については、これまで文部科学省や県のホームページを通じて、幅広く募集してきましたが、現在のところ校舎を有効に利活用する民間事業者などは居ない状況であり、今後、建物の老朽化が進むにつれて、ますますその可能性は低くなっていくと考えております。このことから、校舎については解体する方針で考えているところです。

次に、解体工事の時期、解体費用に対する国からの助成金があるかについてお答えいたします。

解体工事につきましては、有利な財源確保が可能な段階でと考えておりましたが、今年度より、国による地方財政措置として公共施設等適正管理推進事業債の内容が拡充され、公共施設の集約化に伴う廃止施設の解体工事も対象となりました。この起債は、事業費の90%を借り入れることができ、借入額の50%の交付税措置を受けられます。この地方財政措置も恒久的ではないことから、この起債を活用できるうちに実施すべきと考えております。また、解体費用は約1億5,000万円かかる見込みではありますが、この起債を活用し市の実質負担額を縮減したいと考えております。

最後に、解体後の跡地利用についてお答えいたします。

旧小国小中学校の敷地は、グラウンドを含めると約1万4,000平方メートルと広大であり、現在のところ具体的な跡地の利活用は決まっていない状況です。市の行政改革大綱において、将来的に利用が見込まれない遊休財産につきましては、売却、貸付けを推進していくこととしておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） 御説明ありがとうございます。ここ十数年で県内で廃校となった学校は約二百四十数校あるそうです。その約6割が、何かしらの形で利活用されているということも聞きました。

できることならば、答弁を聞いた今でも、この利活用されている6割の中に小国の学校も加えてもらいたいという思いでいっぱいです。

市の財政負担の軽減、次世代への負担の軽減を目指すという、市としての考えは理解しましたが、このまま解体されてしまうことに対してはいまだに残念であります。

ましてや東部地区の方々にとっては、この前の話でも出たのですが、まだ取り壊されていないこの小国の学校を新たに東部地区の拠点として、何とか地域の活性に結びつけ

たいと願っている方々、たくさんおります。

市としては、閉校となった東部地区の学校の利活用のために、文部科学省主催のみんなの廃校プロジェクトのホームページへの掲載や、青森県ホームページにも利活用に賛同する企業等を募集するページなどを掲載してくれ、何件かの問合せはあったものの契約には至らず、現在のあすなろ理研様だけが唯一賛同してくれた1社であることは存じております。

このあすなろ理研との契約も、来年の8月31日付けまでとなっているというお話を聞きましたが、それまでもまだあと1年の猶予があります。

この1年間の間で、何とかこの学校を取り壊すのはやっぱりもったいないなって、何とか活用させたいという企業が現れてくれることを切に願いますが、最初の計画どおり解体の運びとなった際には、この小国の学校の跡地の活用を、市としても再度真剣に考え、東部地区の活性の拠点となり得るような活用を考えてくれることを期待しています。

自然豊かなこの東部地区の長所を最大限に生かすことのできる活用方法を考え、東部地区が再びにぎわいを取り戻してくれることも願っています。

最後に一つだけ付け加えますが、齋藤 剛議員が一般質問の場で、解体については理解したという話で、でもまだ残っているプールだけは早めにか片づけてほしい、そういう願いを言ったと思いますが。それに対して、市はプールに対して今どのような考えか。ちょっと付け加えますが、よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭彦） プールにつきましては、例えば虫が出てるとかそういったことの話があるようですので、定期的にいろいろ調査とか、そういうのには対応しているということです。

解体につきましては、例えばプール単独だけでも解体しても、これもまたある程度多額の予算を投じることになりますので、やはり解体時と一緒に取り壊したほうがですね。先ほど説明しましたとおり事業費に対する90%で50%の交付税算入。ですので、実質事業費45%が交付税措置されますので、それと一緒に解体すればですね、市の負担もかなり減ることになりますので、解体時に合わせてやっていきたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） 最後の質問にも丁寧にお答えくださり、ありがとうございます。それでは、次の質問に入ります。

2 平川市の学校教育指導の方針と重点について質問いたします。まず（1）授業の充実について。

平川市の学校教育指導の方針の重点は、青森県教育委員会の学校教育指導の方針と重点を受け、作成していると思いますが、11項目ある重点の中で一番最初に掲げている授業の充実は、基本方針でもある「創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く」児童生徒を育成するための重要な項目であると考えます。

まず、この事業の充実に関して3点伺います。

1点目は、当市では、確かな学力を身につけさせるためにどのような取組をしているのか伺います。

2点目は、学習支援員や中学校におけるT Tの活用についての内容をお聞かせください。

最後3点目は、全国学力学習状況調査の結果と分析を基に、指導計画等の見直しを当市では図っているものかどうか教えてください。

次に、(2)生徒指導の充実についてお尋ねします。(1)で取り上げた授業の充実には、生徒指導の充実も大きく関わってくるものと考えます。そこで、生徒指導の充実に関して4つほどお聞きします。

1点目は、生徒指導の充実を図るために、当市の学校で実践していることをお聞かせください。

2点目は、良好な人間関係を築くために、当市の学校で取り組んでいることをお聞かせください。

3点目は、個々の基本的な生活習慣を身につけさせるための、当市の学校の取組を教えてください。

最後4点目は、生徒指導の充実と授業の充実との関連性を当市ではどう捉えているのか、考えをお聞かせください。

○議長(石田隆芳議員) 教育長。

○教育長(須々田孝聖) 私からは、まず、授業の充実についての御質問にお答えします。

当市の学校で、確かな学力を身につけさせるために取り組んでいることは、指導計画等の整備、深い教材研究、評価の工夫、体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫、学習支援員の効果的な活用、ICTなどを活用した学習活動の充実です。

このことについては、当市の学校教育指導の重点として、各種訪問等で周知徹底して各学校に取り組んでいただいております。

次に、学習支援員等の活用状況についてですが、当市では小・中学校13校に1～2名の学習支援員を合計19名配置しております。基本的には、午前4時間勤務とし、小学校では主に算数、中学校では数学と英語の支援をしています。

T T加配は、平川市の3つの中学校にそれぞれ1～2名配置されており、主に数学や英語の授業で生徒への支援をしています。

最後に、全国学力・学習状況調査の御質問ですが、結果、それから分析を基にした学習の補充に加え、次年度の年間指導計画の見直しに活用しております。

一方で、全国学力・学習状況調査は、対象が小学校6年生と中学校3年生に限定されていることから、当市の中学校3年生を除く、全ての学年で実施している平川市総合学力調査で、そのほかの学年の指導計画の見直しをしています。

次に、生徒指導の充実についての御質問にお答えします。

まず、生徒指導の充実を図るために当市の学校で実践していることは、基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実、生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級経営、児童生徒理解に基づいた日常的な子供との関わりと教育相談の充実、児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底です。

このことについても、当市の学校教育指導の重点として、各種訪問等で周知徹底して各学校に取り組んでいただいております。

次に、良好な人間関係を築くために各学校で取り組んでいることは、授業を核とした全教育活動の中で、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成といった生徒指導の実践上の視点を生かした活動です。これらを実践していくことによって、児童生徒の自己肯定感や自己有用感が高まり、良好な人間関係が築かれていくことを期待しています。具体的には、お互いのよいところを認め合える場を、廊下などに貼り出して設定したりして、自己肯定感や自己有用感を高める工夫をしている学校もあります。

次に、基本的な生活習慣を身につけさせるために各校で取り組んでいることとしては、早寝・早起き・朝御飯などの規則正しい生活、時間やルールを守ること、挨拶・返事・礼儀などがあります。その中で特に各学校で力を入れて取り組んでいることは、挨拶への取組です。具体的には、気持ちのよい挨拶の習慣化を目指し、挨拶日本一への挑戦を掲げ、挨拶運動に取り組んだり、挨拶運動で頑張った児童生徒を表彰して励ましたりするなどの取組が挙げられます。

最後に、生徒指導の充実と授業の充実との関連性については、切り離して考えることができないものであり、車でいうところの両輪と言えると捉えております。教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、生徒指導の実践上の視点を意識した実践にはかなりません。そういう意味で、今後も授業と生徒指導の充実を図っていくよう、校長会や各種訪問等を通して伝えていきたいと思っております。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） それでは授業の充実、生徒指導の充実に関して一つずつ再質問をさせていただきます。

まず、当市の事業の充実のための取組についてはおおむね分かりました。大変すばらしい試みをどんどん取り入れて、児童生徒のために尽くしているのだなということを改めて感じました。

それでは、今回は特に、T Tの活用状況について質問いたします。

中学校においてT Tの活用状況は分かりましたが、T T活用における今後の課題がありましたら、それをお聞かせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 先ほどの答弁で、支援員とティーム・ティーチング、いわゆるT Tの活用については1～2名のT Tが3つの中学校で支援しているとお答えしましたが、課題としましては、T T教員が必ずしも数学や英語の専門教科の教員ではないということがあると思います。

その課題に対しては、教科担任の先生との打合せをしたり、各校で配置の工夫をしたりして対応しています。また、学習支援員も一緒に配置し、3人体制で支援するなどの工夫ができるようにしています。加えて、各種訪問等では、T T教員の支援の様子を確認しながら、指導・助言していきたいと思っております。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） 今、教育長の御説明を受けて安心しました。

学校の中にはこのT Tの活用において、ちょっと語弊はありますが、とんでもない学校があるということを私は知っています。

平川市にはないとは思いますが、教員の授業時数に偏りがないように、それこそ平均にならすために、授業時数を稼ぐためにT Tを入れているところもあるらしいということを、以前聞いたことがあります。

平川市では、今後もこのような教員の授業時数稼ぎなどで、T Tを活用したりすることがなく、教育長がおっしゃったように、児童生徒のためにフル活用して、今後もやっていっていただきたいをお願いします。

では2つ目の質問をします。

教室には様々な個性を持った児童生徒がいて、学習が不得意な児童生徒もいるかと思いますが、学習が不得意な児童生徒に対して、当市の各学校ではどのようなサポート体制を取って、それを補っているのか教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 学習が不得意な児童生徒へは、個別支援を行っています。具体的には、今お話ししたT Tの活用、学習支援員の活用、タブレットなどの活用です。

タブレットのA Iドリルは、学習が不得意な児童生徒に合わせた問題を出題することができ、ドリル学習の際は有効に活用されています。

また、長期休業中の学習会や、市内3か所で行っているこつこつ教室も、学習が不得意な児童生徒にとって役立っているものと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） 全ての児童生徒のために、手をかけ目をかけ、一生懸命取り組んでいるということがよく分かりました。今後もこのような形で続けてほしいと思います。

次、3つ目、質問いたします。それでは、授業の充実と生徒指導の充実に関連して、教育長に一つお聞きします。

昨年度の一般質問で教育長に、教師がまず早いうちに児童生徒一人一人の名前をしつかり覚えるように啓発してくださいと、私はお願いした記憶があります。教育長はこの啓発をしていただいたかということと、していただいたのだということを踏まえ、各校の状況確認までして下さったものかどうか、お聞かせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 教員への児童生徒の名前を覚えてほしいという啓発については、校長会や各種訪問の際に伝えてきております。

児童生徒との良好な関係を築きながら教育活動に当たっていくという意味でも、とても大事なことです。今後、機会を捉えて伝えていきたいと思っています。

それから各学校の状況把握でございますが、はっきり言うと、そこまでそういう先生が多いのかどうか。名前を覚えてないとかですね、私としてはあり得ないことで。自分が受け持っている担当の子供であれば、必ず一人一人の名前と顔も一致するし成績もつけるし。そういうのが、学校現場での実際だと思いますので、各校の状況把握を細や

かに、これからやってももちろんいいんですけども、現在のところそれは行っておりません。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） 私はとても疑い深いところがあるので、今教育長のお話を聞いて、うん。本当にまず4月5月で生徒一人一人、自分の担当する生徒一人一人を覚えているのかなと。自分に問いかければうんという思いがあるのが正直なところですよ。

私も三十数年間現場にいて、そういう方々は何人も見てきました。時がたってそういう先生方はいなくなっているということを願いますが。やはり名前を覚えたりするのが苦手という方の中にはいるかと思います。もしもそういう方々が平川市にいたならば早めに覚えましょうよと。別に指導とかでなく、そういう声かけをしてくださればと思います。

次に、基本的な生活習慣に関して、児童の挨拶についてお伺いします。

教育長の先ほどの説明で、挨拶の奨励、挨拶日本一を目指そうという言葉が出たので、とても安心しながら聞いていました。

でも、小学生はひいき目なく、私がずばり言っても挨拶はとてもいいと思います。私は、自分は中学校担当なので中学校をひいき目に見たいのですが、挨拶は小学校に比べると、およそ10対1の割合で負けていると思います。

中学生になると、なぜ小学生ほど挨拶しなくなる傾向があると、教育長はどのような考えを持っておられますか。

すみません。ちょっと説明下手でした。成長するごとに、小学生のときは挨拶をしたが、中学生になると挨拶が希薄になる傾向がある。このことに関して教育長はどう思いますかということです。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 以前はそういう状況が、傾向があるんじゃないかという誰しもがそう思う、誰しもでないですね。思う方が多かったのかなと私も思っておりますが。児童生徒の挨拶に関しては、学年が上がるにつれて消極的になるという印象は、私自身は持っておりません。

各種訪問の際には、児童生徒が進んで挨拶をしてくれているように感じております。しかし、学校外での地域の方々への挨拶はあまり積極的ではないと思っております。

これに関しては、昨今の不審者等の問題も要因の一つと捉えております。知らない人との挨拶は、昔と比べると難しくなっていると感じます。

挨拶は、人と人との良好な関係性を築く意味で、とても大切なものです。学校でできる範囲の中で、今後も指導していかなければと考えております。発達段階を考慮しながらも、小学校高学年あるいは中学生には、時と場に応じた挨拶ができるよう指導していくことが重要だと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） 私も今の教育長の御説明、共感する部分が多々あります。挨拶は、たかが挨拶ですが、生徒指導の要だと私は思っています。

不審者対策のために挨拶は控えている。これは分かります。

私は今どうなってるか分かりませんが、実際、中学校の現場にいて挨拶する人数はだんだんだんだん、1学期2学期3学期と進むにつれて悪くなってました。それをなぜかと考えれば、やはり小学校みたいに、まめに挨拶の大切さを生徒に対して説かないからだと思います。

中学校でも、小学校から上がってくれば挨拶ができた生徒なので、中学校でも同じような姿勢で挨拶は大事なんだよって、生きていく上でもすごく大事だし人間関係よくするんだよと。続けて中学校でも同じことを唱え続ければ、中学生になって挨拶も悪くなるということは少なくなってくると私は考えます。

なので、平川市の中学生は大丈夫だよと思っていらっしゃるかもしれませんが、さらに念には念を入れて。中学校でも以前教育長がおっしゃった、褒めることはとても大切だということをおっしゃいました。中学生に対しても、中学生ちょっと照れくさがるかかもしれませんが、いい挨拶をしたら、すげえなおめえな、挨拶いいなって。ここの学級、授業前のお願いしますの声すげえな、いいなって。そういうことを繰り返すことによって、子供たちは変わってくるものだと私は思います。なので、もう実際そういうふうにして実施しているかとも思いますが、今後もこのような気持ちで生徒に接してくれればと思います。

最後に、いろいろ質問しましたが、5つ目です。授業の充実と生徒指導の充実に関しても関連して質問します。

教育長には大変申し訳ないのですが、最後の教育長に対する質問です。教育長が授業をしているとき、もしもその場に寝ている生徒がいたならば、教育長はどのような対応をするのか、少しお聞かせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 児童生徒が居眠りしてしまいましたら、まずは起こして、授業に参加するように促します。授業後には児童生徒と話す時間をつくって、居眠りの原因や背景を捉えた上で、適切な指導をします。原因は様々考えられますが、授業がつまらない、授業が分からないということも当然考えられます。

私が仮に授業をする立場であったならば、授業に進んで参加したくなるような、児童生徒にとって分かる、それからできるが実感できる授業をしたいと思いますので、当市の先生方にも、そのような授業を目指して日々努力していくことの大切さを伝えていきたいと思っております。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） 何回もありがとうございました。教育長の今のお話を聞いてとても安心しました。なぜこのような質問したかということ、授業の充実という大きな目標と、この生徒が授業中に寝るという行為が、すごく大きな関わりがあると自分は考えているからです。

実は私自身、中学生時代ある教科が苦手な苦手な、悩んでいる時期がありました。ある日その授業中についつい寝てしまいました。もちろんその頃は、昭和の時代でありますので、担当教師から恐ろしいけんまぐで叱責されました。一生懸命教えてやってるのに寝るとは何事だ無礼者と、あの日のこの場面は50年ほどたった今でも鮮明に覚えています。

ます。当時、自分なりに反骨精神だけは十分あったと思うのですが、何せ小心者であったため、当時の自分は教師の圧に押されて一言も繰り返すことができませんでした。

それ以来、ますますその教科、その教師が嫌いになり、でも小心者なのでびびって眠ることはできず、あるときただ1時間、その1時間を何事もないかのようにじっとこらえていたことを今でも思い出します。あのとき教師に言ってまればよかったなと今でも思います。

それはまず教師の一声目、「一生懸命教えてやってるのに」に対してすごくむかつかしました。教えるのがあんたの仕事でしょって。そう思いました。もう一つは、あなたの授業は分かりにくいしとてつもなく飽きるんです。分からない生徒の気持ちを考えて授業をしてください、と返したかった。でも、びびって返せなかった。

というようなことから、市内にも何か寝てしまう。そういう生徒、もしかしたらいるかもしれません。そういう生徒を見かけたら、あ、このやる気なさのだからってそういう一言で片づけないで。実は、授業が分からないから飽きてしょうがない。退屈でしょうがないという生徒もいるかと思います。そのような生徒も、先ほど教育長がおっしゃったように、授業に参加させてこそ、授業の充実という言葉は使っているかと思っています。

まずはそこから、もう平川市の学校ではやってると思いますが、平川市では授業中に寝ている生徒もきちんと起こして授業に参加させましょう。分からなかったら、先ほども教育長がおっしゃったように、個別指導して分からせてあげましょう。そういう姿勢で、生徒に接してほしいと願っています。

ぜひ教育長には、こういう平川市の学校、平川市の先生方であってくださることを期待しています。

最後に、今まで述べさせていただいたことを総括して、授業の充実、生徒指導の充実という目標を達成するためには、以前教育長がおっしゃっていた教師と児童生徒の信頼関係を深めることが大切だということからも、先ほども出た個々の名前をしっかりと早めに覚え、挨拶の大切さを認識させ、分かる授業、飽きない授業を心がけて実践することの積み重ねが良好な人間関係をも構築し、それが信頼関係を深めていくのではないかなと私は考えています。

今後も、平川市の先生方が一生懸命頑張って、平川市の宝でもある児童生徒たちを、大切に大切に、目をかけ手をかけ心をかけて育ててくださることを期待して、私の質問は終わらせてもらいます。

○議長（石田隆芳議員） 6番、山谷洋朗議員の一般質問は終了しました。

午後2時00分まで休憩といたします。

午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、8番、石田昭弘議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

(石田昭弘議員、質問席へ移動)

○議長(石田隆芳議員) 石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○8番(石田昭弘議員) 8席、8番、平川市民クラブの石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、3項目について質問いたします。

まずは1 蛍光灯2027年問題についてです。御存じだとは思いますが、蛍光灯の2027年問題とは、蛍光灯の製造・輸出入が2027年末までに全面禁止されることを指します。

蛍光灯には有害な水銀が含まれており、破損時の人体への健康被害や、廃棄時の環境負荷が問題視されてきました。

2023年11月に行われた水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプ、住宅、事務所、工場、店舗、作業現場、街路灯などで、一般に使用されている蛍光ランプをその種類に応じて、2025年末から2027年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されました。

既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品(在庫)の売り買い及びその使用が禁止されるものではありませんが、2027年が近づくほど、蛍光灯の供給不足が予想され、価格も高騰すると見込まれます。

蛍光灯の代替としてLEDがよいとされておりますが、対応を先延ばしにすると、コスト面や運用面で、大きな負担となる可能性があることから、計画的にLED照明に交換することが推奨されています。

そこで、(1) 蛍光ランプの製造・輸出入廃止に向けた周知についてです。

令和6年2月に、経済産業省と環境省から、各府省庁、各都道府県、各指定都市宛てに蛍光ランプの製造・輸出入廃止に向けた周知について(依頼)と題した事務連絡が出されています。

内容は、期限以降の製造・輸出入の廃止、廃止期限後の在庫品の流通・販売や既存製品の継続使用は可能。蛍光ランプから計画的なLED化を進める。引き続き蛍光ランプの使用が必要である場合には、在庫切れとなる前に必要数を調達するというもので、関係府省庁は所管団体等へ、都道府県庁、指定都市は管内の自治体等を通じて関係機関へ、周知の協力を依頼するというものです。

初めに、このことについて、県から当市への周知依頼はあったのか。連絡を受けて当市は、関係機関及び市民への周知は行われたのかお知らせください。

参考資料といたしまして、経済産業省と環境省の周知用のチラシを提出させていただきました。

(2) 公共施設等の現状と対応策について、当市の公共施設等における一般照明用の蛍光ランプの使用の現状についてお知らせください。

また、対応策として今後計画的にLED照明に更新していく計画はあるのか、お知らせください。

(3) 町会集会施設の現状と対応策について、各町会集会施設の一般照明用蛍光ランプの使用の現状についてお知らせください。

また、蛍光ランプからLED照明へと交換する場合は、個々の町会で行うことになるのか。それとも市が一括して行うのか、対応策についてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 議員御指摘のとおり、蛍光灯の製造・輸出入廃止については、水銀に関する水俣条約の締結及び水銀による環境の汚染の防止に関する法律等に基づき、令和5年11月にジュネーブで開催された水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において、令和7年末から令和9年末までに、段階的に製造及び輸出入を廃止することが決定されています。

県からの周知内容、公共施設の現状等については、それぞれ担当部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子） 私からは、令和6年7月5日付けのメールにて、国から県を経由し、市に依頼があった内容についてお答えをいたします。

廃止対象となる蛍光灯については、製造及び輸出入の廃止後も在庫品の流通、販売及び既存製品の使用は可能であり、LED化を進めるとともに、蛍光灯を継続使用する場合には必要数を調達するよう、関係機関に周知を依頼する内容でございました。

当市では、関連部署で情報を共有しており、関係機関への周知依頼だったため、これまで、市民向けの周知は行っておりませんでした。

しかし、蛍光灯をLEDランプに交換する際、誤った取付け方が原因で、発煙、落下などの事故が発生する恐れがあり、LEDランプに交換するには照明器具ごと交換することが推奨されております。

今後は、計画的なLEDランプへの交換や事故防止に向けた注意喚起のためにも、市民への周知を実施したいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭彦） 私からは、公共施設等の現状と対応策について、お答えします。

まず初めに、当市の公共施設における照明設備の蛍光灯の使用状況について、お答えします。

当市の公共施設は、庁舎、学校、スポーツ施設、文化施設等、様々な用途の施設があり、合計で269施設を管理しております。

そのうち、解体や撤去などにより、照明設備の更新が不要な施設を除く219施設のうち、蛍光灯を使用している施設は145施設となっております。主な施設別で紹介しますと、庁舎関連は14施設中8施設。社会教育文化施設は6施設中1施設。学校教育施設は13施設中2施設。スポーツ施設は13施設中10施設となっております。

次に、今後の対応策についてお答えします。

当市の現状としては、平成27年7月に建築物省エネ法が制定された以降に実施した建築物の改修につきましては、照明設備をLED照明に改修することを基本として進めているところであります。

このほかの施設につきましては、各施設の照明設備の設置年月や使用状況、施設の改修計画を見極めながら、計画的にLED照明へ更新していくことで対応したいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 私からは、集会施設における蛍光灯の使用状況と対応策についてお答えします。

市内の集会施設は町会所有を含めて52施設あり、蛍光灯を使用している施設は27施設となっております。

次に、LED化への対応策についてお答えします。

集会施設の管理については、平川市多目的集会施設の新築及び改築等に係る取扱いを定める要綱等に基づき、蛍光灯などの消耗品のみの場合は町会が全額負担、改修工事に合わせて照明器具ごと交換する場合や、修繕により費用が10万円を超える場合には、市、町会それぞれの費用を算定し、町会の費用負担を求めながら、市が対応してきていくところです。

このことから、今後の対応につきましてもLED化の費用につきましても、先に述べました要綱等に基づいて対応していきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） それでは、少し確認させていただきますのでお願いいたします。

まず（1）に関する周知に関しては、今まで市民の方には行っていなかったと。これから、ここにも書いてますとおり、取扱いによってはですね、火事等起こる可能性がありますので、周知を行っていくということでしたけれども、その周知の方法に関しまして、どういうことを考えていらっしゃるのか。少しお聞きしたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子） まずはホームページ。国のほうではもう掲載しておりますけれどもそちらのほう。それからあと、広報等。あとスマホのほうでお知らせしていたらと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 広報に関して、周知に関してなんですけれども、参考までに申し上げさせていただきますと、この平川市地域福祉計画があります。この中の21ページに、福祉に関する情報をどこから得ているかっていう項目があります。設問があります。これに対して、広報ひらかわ。これが圧倒的に多いんですよね。そのほか、例えばですね、2番目に多いのが新聞・テレビ。そして3番目が社協だよりとなっております。ですから、市のホームページまたスマホ等ありますけれども、多くの方はですね、やっぱりこの広報ひらかわ、これを本当に見てますので、できる限り広報を通して周知徹底、お願いできればと思います。

特にこのLEDの更新に関しましては、小さな字ではなかなか見にくいので、大きなこういうふうなチラシを用いて周知徹底をお願いできればと思いますので、参考までにひとつよろしく申し上げます。

そして2点目なんですけれども、先ほど（2）のほうでもって、施設に関しましては、これから計画的に行っていくとありましたけれども、この問題に関しましては、先ほど

言いましたように、2027年末っていうふうなものが一つの区切りとなっておりますので、いつをめぐに、いつまでについていうことを考えていらっしゃるのか、この点、教えていただければと思いますのでお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭弘） まず期限につきましては、いつまでとかそういったものは考えておりません。

こちらの2027年末までというのは使用とか購入が禁止されているものでありませんので、例えばそれを、期限が切れても使用することはできますので、まず通常どおり使用していきます。

改修や更新になったときにはLED化にするということで、まず最優先するのが火災の発生リスクをなくするため、例えばランプの取替えだけとか古い安定器の撤去とか配線工事、また灯具の取替えとか、とにかく火災が発生しないようなのを優先して、改修更新時、適切な対応をしていきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） すぐにではないということで、今のを継続して使っていく中でもって更新していくっていうお話でしたけれども、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、この2027年が近づくと品数も少なくなって、また蛍光灯一つ一つがすごい高くなっていきます。現在もそうです。前は本当に安いって言えば変ですけども、買ったものが今はもう倍以上となっております。品数、物すごい少ない状況です。

ですから、時期を逃してこれを更新していくといった場合は、非常に逆に高くつくということになりますので、早めの対応が私はいいいんではないかなと思いますので、参考までに言わせていただきます。

そして（3）に関しましてなんですけれども、集会施設に関しまして、消耗品に関しては町会が負担ということになっている。ただ10万円以上という話もありました。

例えば器具そのものの全部を取り替えるとなると、10万円超えてしまった場合はどうなるのか。そういう点についてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 器具ごと交換する場合、10万円超えることが想定されます。その場合は、10万円までは町会負担になります。それを超えた部分については、世帯数に応じてですね、各町会の世帯数に応じて費用負担をしてもらうことになります。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 了解しました。この2027年問題に関しましては、これから本当にいろんな形でもってにぎわってくると思いますし、また、新聞のチラシに、電器の扱うお店のチラシにもこの記事が少し載ってますね。小さい形でもって、蛍光灯、2027年問題、早めにLEDに交換してくださいみたいな感じで案内されていました。

ですから、できます限り早め早めの対応をお願いしたいと思います。

そして、今回の質問としまして、市の現状と対応策について、確認させていただきました。2027年問題に伴う蛍光灯の全体的な廃止は、国内外の法律や環境問題への対応という背景から避けることはできませんので、逃れることはできませんので、一つの大き

な課題として、今後ともまたしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

当市においては、これはですね、非常にすばらしいものがありましたよね。全地域防犯灯ですね、いち早くLED化しております。これ非常に評価されることだと思いますので、公共施設及び町会、集会施設に関しましてもですね、計画的かつ迅速に節電対策、コスト削減などの付加価値の高いLED照明の更新をできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

この1の項目に関しては以上とさせていただきます。

続きまして、2 障害年金支給について質問してまいります。

4月29日の東奥日報25面に、障害年金不支給倍増3万人、2024年度幹部交代で厳格化かという記事が目飛び込んできました。共同通信によると障害年金申請における不支給判定された人が、2024年度に約3万人に上るとし、2023年度から2倍以上に急増となっていることが分かりました。

急増の要因は、人事異動で就任したセンター長の厳しい姿勢の下、支給を抑制する方向へ判断を誘導している可能性や、職員による判定の事前決定の示唆があったことが報じられています。

支給、不支給の正確な件数は、9月の公表を待たなければなりませんが、年金が属人的、恣意的な要素で判断が左右される制度であるならば、速やかに基準の明確化と運用プロセスの透明化、公正化を図るべきと考えます。

現在国会でも取り上げられて調査が行われていますので、経過を注視したいと思います。

そこで、(1) 障害者手帳と障害年金制度について質問します。

障害のある方が公的に受けられる制度に、障害者手帳と障害年金があります。両制度について、対象者など詳しくお知らせください。

次に、(2) 障害者手帳の申請者数と所有者数の区分別推移について質問します。

第4次平川市地域福祉計画8ページに、平成30年度から令和4年度までの障害者手帳所持者の推移が書かれています。令和5年度、令和6年度3月末現在についてもお知らせください。

(3) 障害年金の申請者数と支給者数の区分別推移についても、障害者手帳と同様に平成30年度からの推移について、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 障害年金不支給についての御質問は、健康福祉部長及び市民生活部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） 私からは、障害者手帳制度及び障害者手帳の申請者数、所有者数についてお答えいたします。

まず、障害者手帳制度であります。障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳。これら3種類の手帳を総称した一般的な呼称です。申請の手続については、いずれも市の窓口を経由して、県の各機関において認定または判定が行われて交付されます。

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳です。等級は1級から6級までございますが、聴覚障害や肢体不自由など障害の分類により等級の幅は異なります。認定は青森県障がい者相談センターにおいて行われます。

次に、療育手帳は、青森県では愛護手帳という名称で、知的障害があると判定された方に交付され、等級はA、Bの2種類がございます。申請者の年齢により、18歳未満は児童相談所で、18歳以上は青森県障がい者相談センターにおいて判定が行われます。

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあると認定された方に交付される手帳です。等級は1級から3級まであり、保健所において認定が行われます。

これらの手帳をお持ちになっている場合、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスなどの公的な支援のほか、例えば有料道路の割引など民間事業者が提供する独自のサービスを受けることなどができます。

次に、障害者手帳の申請者数と所有者数の区分別の推移について、お答えいたします。

先ほど答弁いたしました3種類の障害者手帳の申請者数と所有者数については、同数となっております。

これは、身体並びに精神障害者は申請時に県が指定する医師の診断書と意見書が必要であること、また知的障害者については、かかりつけの医療機関での相談や行政機関等での面談による事前調査をした上で申請されているためです。

手帳の所有者数は、令和5年度末現在、身体障害者手帳が1,465人、愛護手帳が352人、精神障害者保健福祉手帳が368人の合計2,185人となっております。令和6年度末現在は、身体障害者手帳が1,420人、愛護手帳が360人、精神障害者保健福祉手帳が380人の合計2,160人となっております。

次に区分別の推移ですが、身体障害者手帳は減少傾向、愛護手帳と精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にございます。これは、全国の傾向とほぼ同様の傾向でございます。

○議長（石田隆芳議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子） 私からは、障害年金制度及び障害年金の申請者数と支給者数についてお答えをいたします。

障害年金は障害の程度によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。

等級は法令で定められており、障害者手帳の等級とは異なり、審査・決定については、日本年金機構障害年金センターにおいて行われております。

障害年金1級は、他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの状態、2級は必ずしも他人の助けを借りる必要はないものの日常生活が極めて困難な状態、3級は労働が著しい制限を受ける状態と定められております。

また、1級、2級の方が受け取れる障害年金には、基礎年金と厚生年金の2種類があり、初診日に加入している年金によって区別されます。なお、3級の方は厚生年金のみとなっております。

次に、障害年金の申請者数については、令和元年度から令和5年度までに、当市で受付した障害年金の申請件数と支給件数をお答えいたします。

申請者数は、令和元年度11件、11件支給。令和2年度12件、12件支給。令和3年度21件、19件支給。令和4年度12件、12件支給。令和5年度11件、10件支給。5年間で67件の申請のうち64件が支給となっております。不支給の理由としては、対象となる障害の状態に該当しないことによるものでございます。

次に、支給者数については、当市での年度末の障害年金の受給権者数でお答えをいたします。

令和元年度、基礎年金707件、厚生年金167件の計874件。令和2年度、基礎年金715件、厚生年金173件の計888件。令和3年度、基礎年金712件、厚生年金177件の計889件。令和4年度、基礎年金710件、厚生年金178件の計888件。令和5年度、基礎年金697件、厚生年金181件の計878件でございました。

基礎年金は減少傾向、厚生年金は微増、市全体としては横ばい傾向となっております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） （1）障害者手帳と障害年金制度について、詳しく説明をいただきました。

説明であったように、障害者手帳と障害年金は同じ障害の制度、同じ障害っていう名前がつくので、同じ制度と勘違いされる方も多いと思いますけれども、障害者手帳は、先ほど説明があったように、地方公共団体が提供する公的サービス。障害年金は日本年金機構が運営する年金制度で、全く別物だということになります。したがって等級も、審査基準や需給状況も異なっております。

そこでもって（2）障害者手帳の申請者数と所有者数の区分別推移について、再質問します。この申請者数と所有者数は同数だということでしたので、ここは理解しました上で質問いたします。

地域福祉計画に障害別では、身体障害手帳と愛護手帳の所有者。これに関しましては先ほどもおっしゃってございましたけれども、横ばいないしは微減っていうふうなことでございましたけれども、精神障害者保健福祉手帳の所有者は増加傾向で推移していることでありましたので、先ほどの答弁によって、令和5年度、令和6年度も同様に増えているということでしたので、増加傾向となっている要因についてお分かりでしたらお知らせいただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） 精神障害者保健福祉手帳が増加している要因についてお答えいたします。

精神障害者保健福祉手帳の増加は、現代のストレス社会による、例えば鬱病などの精神疾患の患者数が増加してきたことが要因の一つと考えられます。

ほかにも、精神障害に対する社会の理解や認識が進み、より多くの方が医療機関を受診するようになったことも要因ではないかと考えられます。

また障害福祉サービスが充実してきたことにより、適切なサポートを求める方が増えたことなど、これら様々な要因が重なり、増加してきたものと推察しております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 現代社会のストレス、これやっぱ非常に大きいですね。

多様な形でいろんなものが煩雑にこう飛び交う社会にあって、それに適応できなくなって鬱になる方も多いとは思いますが。

また、こういうふうな内容のものが広く多くの方々に知れ渡って、受診される方も多くなってきてる。これはまた本当に大事なことなので、そういう方々が適切に病院に通って治療できるような体制ということは決して悪くはないと思います。ですから、増えるからこそ、そこにまた手を差し伸べて、その方々がよくなる方向にみんなでもって協力していけばいいなと、このように思います。

そこでもってさらに質問をさせていただきたいんですけども、精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移について、少しまた伺いたいと思いますのでお願いいたします

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） 精神障害者保健福祉手帳の平成30年度からの取得者数についてお答えいたします。数字の読み上げになりますがよろしく願いいたします。

まず平成30年度ですが、1級が101人、2級が166人、3級が39人の計306人。令和元年度は1級が100人、2級が186人、3級が44人の計330人。令和2年度は1級が100人、2級が195人、3級50人の計345人。令和3年度は1級が90人、2級が188人、3級が45人の323人。令和4年度は、1級が95人、2級が206人、3級が51人の計352人。令和5年度は、1級が89人、2級が221人、3級が58人の計368人。令和6年度は、1級が85人、2級が230人、3級が65人の計380人となっております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 今のお話を聞きますと、2級の方がやっぱり増えているっていう状況かと思います。

（3）障害者年金の申請者数と支給者数の区分別推移について、年金事務所から具体的な数字っていうことはなかなかお聞きすることはできなかったというふうにして伺っております。ですから、市におけるデータとしての数値をいただきましたけれども、これは残念な回答で、非常にこの点が、少しく知ることができればなあと思っておりますけれども、残念です。

障害手帳と障害年金は別制度で、先ほども御説明ありましたけれども、等級や審査基準や受給状況も異なりますが、精神障害者保健福祉手帳の認定基準と精神の障害のある障害年金の認定基準は似ているというふうに言われております。ですから、2級の障害手帳を所有していれば、2級の障害年金を受給できる可能性が高いと、このように言われています。

先ほどの答弁をもとに、2級の障害者手帳所持者が増えている実態と2級の年金受給者を比較することで、平川市の障害年金支給の現状を知るきっかけになるかなと。この思いから今回は質問させていただきましたが、9月の公表を待つということになるのかと思います。

今般の障害年金不支給の報道、ただいまの質問で明らかになったことは、全国的に精神障害、発達障害が増えているということだと思います。

県の令和6年度の疾病別、通院、受給者数によると、総数は、令和2年度の1.2倍に対して、発達障害は令和2年度の2.7倍になっていました。

私も対応策として、前回の3月議会一般質問で、発達障害などを早期に発見して、就学前に必要な支援につながる5歳児健康診査（集団検診）について取り上げました。

市においては、地域福祉計画の方針に、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域づくりを掲げ、経済的自立という観点から、47ページから（4）障害者の就労支援の現状と課題、施策の方向性を示しています。

しかし、全国の就労支援、就労継続支援B型事業者における令和4年度の平均工賃は月額1万7,031円、時間額で243円。青森県は全国40位の月額1万5,686円、時間額213円です。国が月額3,000円を下回ってはならないと最低保障を定めていることから、県内には月額3,210円、時間額45円の事業所もあります。令和5年度の工賃は少し上がっていますが、市が示す経済的自立とは程遠い、厳しい現実があります。

こうした中での日本年金機構の障害年金不支給。障害のある方の置かれている立場を、全く理解しているとは到底思えない状況にあります。

就労が難しく、収入の少ない障害のある方の命綱となる年金。生活と尊厳を支える礎となる年金。不支給は絶対あってはならないと強く申し上げ、2 障害年金不支給について、質問は終わります。

次に3 樹木植栽の管理等についてです。

昨年12月議会で猿賀公園の樹木の管理について一般質問しました。引き続き、猿賀公園を含め（1）公有地について質問します。

猿賀公園の樹木の管理については、平成30年以降、都市公園の樹木点検診断に関する指針（案）に基づいて日常的な点検を行い、必要において伐採、植え替えを進めていくと答弁をいただきました。

早速、令和7年度事業で猿賀公園園内北側及び北側外周の樹木について、枝枯れ等による折損の防止や、景観維持のための剪定伐採を行う猿賀公園樹木剪定伐採業務と、猿賀公園の池周辺を囲む桜の樹勢が衰退しており、景観維持のための植え替えを行う樹木植え替え業務を実施することになりました。

しかし、公園内にはまだ剪定が必要と思われる箇所があります。言葉では状況が分かりにくいと思われましたので、参考資料を提出させていただきました。

1つは有料老人ホームおのえ荘用水路脇の樹木、それと高台駐車場東側のロマンロードがある公園トイレ北西側の樹木です。隣地への影響を考えると、計画的な対応が必要と思います。

このほかに、国道102号線沿いの「ひらかわ」と書かれているシンボルタワーと新館公営墓地についても、市民から相談を頂きました。

シンボルタワーには猿賀公園や盛美園の方向を示す矢印が記されていますが、樹木が茂り、サインが見えにくい状態が長らく続いています。新館公営墓地では、墓参りに行ったところ、墓石に松の葉が落ちて片づけが大変だった、何とかならないかという相談を受けました。

そこで、猿賀公園と公有地における樹木植栽の管理状況と対応について、お知らせください。

（2）私有地隣地越境問題について。尾上地域の地籍調査が進み、順調に境界が確定

しています。境界を示すものとして、コンクリートやブロック塀、生け垣などが使われ、生け垣は主にサワラが植栽されています。

植えた当時は、お互いに了解し管理していたものが、年月を経るにしたがって、世代や入居者が変わり管理が行き届かなくなり、幹も太くなり、雪で傾くなど近隣とのトラブルの原因ともなっています。

このような、隣地に越境した樹木・生け垣のトラブルが発生した場合の相談窓口や市の対応についてお知らせください。

(3) 私有地道路越境問題について。樹木・生け垣が道路にはみ出し、交通や歩行の妨げになる場所や、冬季には樹木に積もった雪が落ちて、道路を塞ぐことがあります。

交通や歩行の妨げとなる道路に越境した樹木・生け垣の対応についてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 樹木植栽の管理等についての御質問は、各担当部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 私からはまず、猿賀公園北側のおのえ荘との境界付近にある水路脇の樹木、ロマンロードトイレ北西側周辺の樹木への対応についてお答えします。

議員御指摘の、水路脇の樹木についてですが、高さ5メートルほどの樹木が、公園北側から上流60メートルにわたり、生い茂っております。水路が閉塞するまでには至っておりませんが、落ち葉などで泥が堆積しているところです。

公園内の見晴ヶ池、鏡ヶ池には、この水路を利用して水が供給されておりますので、計画的に伐採や土砂撤去をまいります。

また、ロマンロードトイレ北西側の樹木は、トイレより高い部分の枝が隣地にはみ出している箇所もあり、落ち葉などの影響で隣地に影響が出ているため、水路脇の樹木と同様に、計画的に伐採と剪定をまいりたいと考えております。

次に、樹木・生け垣が道路に越境した場合の対応についてお答えします。

当市では、苦情により道路に生け垣等がはみ出し、危険だと判断した場合には、所有者に伐採していただくようお願いしているところです。ただし、倒木により道路を塞ぐなど、通行に支障を来しているような緊急を要する場合には、所有者の了解を得て市で伐採する場合があります。

今後も、原則所有者に伐採をお願いしていきますが、令和5年4月の民法第233条越境竹木に関するルールの変更も踏まえた対応を行ってまいります。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私からは、国道102号線沿いにあるシンボルタワーの植栽管理についてお答えいたします。

議員御指摘の内容につきましては、市も把握しており、今年度、樹木の伐採及び剪定業務に係る予算を措置し、本年秋頃までには作業が完了できるよう、現在事務を進めているところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子） 私からは、まず、新館公営墓地についてお答えをいたします。

新館公営墓地については、北側が樹木に囲まれており、これまでも落葉の苦情がありましたが、高所作業用の重機が入れないため、作業員の手が届く範囲での支障木の伐採、撤去を実施してまいりました。

また、北側斜面には亀裂が生じており、流出した土砂の堆積が確認され、土砂の除去と倒木の危険性がある樹木の伐採も行っておりますが、利用者から不安を訴える声が継続してあったため、本年9月から新館公営墓地法面整形工事を実施する予定でございます。

その際に、亀裂の入った法面の整形や支障木の一部を撤去する予定ですが、今年度の工事では、落葉の原因となっている全ての支障木の撤去はできないことから、計画的に支障木の撤去等をし、適正管理に努めてまいります。

次に、私有地隣地越境問題について、問題が発生した場合の相談窓口や市の対応についてお答えいたします。

隣接する不動産の所有者や利用者が、お互いに土地の利用を調整し合う関係、いわゆる相隣関係については、民法で様々なルールが定められており、当事者間で解決すべき問題であることから、市では対応することができません。

市民からの相談があった場合は、内容を聞き取った上で、当事者間の解決を促すとともに、適切な相談窓口、例えば青森県弁護士会といった窓口を紹介することにより対応しております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 公有地に関しましては、適切な対応しているというふうにして、今、答弁から伺い知ることができました。

民有地、私有地ですか。これに関しては、非常に難しい。民法も絡んできますので、市が関わるってことはなかなか難しいと思いますけれども、しかし市民の方々は非常に困っておりますので、この点は柔軟に対応していただきますようお願いをしておきたいと思います。

そこで再質問なんですけれども。私有地の樹木、植栽の管理と越境問題。以前、葛西勇人議員の空き家・空き地対策の質問で、越境竹木に関するルールの変更を適用して1件伐採したと答えておりました。

改めて、改正された民法第233条竹木の枝の切除及び根の切取りに関する内容についてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 私有地の樹木や植栽の越境問題の御質問にお答えします。

越境した竹木の枝の切取りについて、令和5年4月に民法が改正されております。改正前は、隣地の枝が越境した場合でも、すぐに自分で切り取ることはできず、枝の所有者に切ってもらうか、訴訟により強制執行の手続を行う必要がありました。

改正後は、竹木の所有者が越境した枝を切り取る必要があるという原則を維持しつつも、一定のルールの下に越境した枝を切り取ることができるようになりました。

ルールの1つ目は、竹木の所有者に枝の切除をお願いしたにもかかわらず、相当期間内に対応しないとき。2つ目は、竹木の所有者を見つけられないとき。3つ目は、緊急性があるときとなっており、枝の越境で困った方にとって、より実効性のある対応が可能になったものであります。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 答弁にあったように、民法第233条では、竹木の所有者に枝を切除するようお願い、今までしてあったんですけれども、これに変わって、今度はその催告したにもかかわらずその所有者が期間内に切除しないときには、その枝を自らが切り取ることができるというふうにして改正されたということだと思います。

そこでもってこれもですね、分からない点がありますので、少しお聞きしたいと思います。これに関しましてはですね、まずQ&A方式でいきたいと思いますけれども、相当期間内に切除をしないときの相当な期間とはどれぐらい必要なのかということが、ちょっと分からないので教えていただきたいと思います。

実際に市民の方から相談を受けてますので、この隣地の住民の方と良好な関係であれば事はスムーズに進むと思いますけれども、改正前から催告しているんですけども、なかなかこうしていただけない。改めてこの改正になったので、もう一度催告して、そして切っていただきたいというふうに言ったとして、じゃあどれくらい待てばいいのか、これが分からないので教えていただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 竹木の所有者への催告期間の御質問にお答えします。

竹木の所有者への催告から切除するまでの猶予期間は、2週間程度が目安とされております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 続きまして2点目なんですけれども、催告に応じず枝を切る場合があります。今言ったように切ることができるということでした。

しかしながらですね、それはそれで切ったとして、今度はさらに関係が悪化する可能性があります。

それでも、その枝は切ってもいいものかどうか。この点はどう解釈したらよろしいんでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 竹木の所有者が催告に応じない場合、訴訟を起こさなくても令和5年度の民法改正により、越境された側の土地所有者が自ら枝を切除することができるようになりましたので、問題ございません。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 非常に助かりますね。

次に3つ目。かかった費用についてです。

少ない枝であれば処分できますけれども、高齢者で、また作業に必要な道具がなくて、この枝を処理した場合、大量に廃棄物が出たと。このときには専門の業者を頼むことになりますけれども。そうした場合、この枝の切除、樹木の伐採において、正当性がある

場合に関しては処理費用を所有者に請求できると思いますけれども、この所有者が、これに応じない場合はどうなのでしょう。どうなるのでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 処理費用の請求に応じない場合の質問についてお答えします。

処理費用の請求に応じない場合、費用の請求を文書で明確にし、内容証明郵便により再請求をし、それでも応じない場合には、法的な手続により訴訟を提起する方法が考えられます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 訴訟ということになりますね。分かりました。

4つ目、質問します。剪定の仕方や時期にもよりますけれども、枝の切除や、生け垣の剪定後に枯れた場合、賠償などが発生するのでしょうか。お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 切除により枯れた場合についてお答えします。

枝の切除や剪定は、越境による土地所有者権の侵害を防ぐための適法な行為とされており、切除後に枝が枯れた場合でも、損害賠償責任は発生しないこととなっております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） はい、安心しました。なかなかですね、細かい点はよく分からないので、やはりこうやって聞いてお答えいただけないとなかなかですね、物事が前に進まない。こういう状況にあります。

そこでもってですね、こういうふうなものを含めてなんですけれども、当然その植物は成長が早くて管理が不十分になると、今のような問題が起きてまいりますので、不要なトラブルを避けるためにも、隣地の樹木や生け垣のみならず自分の敷地からも出ないように、ふだんから心がけていかなければいけないんですけれども。今のような状況になった場合、どうしたらいいか分からないというのが、多くの市民の方々の思いでございますので、広くこれも知っていただくように、広報活動、広報していきなさいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

また先ほど質問したように、周知に当たってはですね、想定問答ですね、Q&A。これもしっかりと書いて、大きな文字で分かるように、先ほども言いましたけれども、広報ひらかわに特別ページなどを設けてですね、周知のほうをしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 周知方法についての質問にお答えします。

越境した竹木の切取りルール改正の周知についてですが、令和6年第4回定例会の葛西勇人議員の一般質問を受けて、市ホームページによる周知のほか、固定資産税納税通知書へ啓発用チラシを同封し、周知に努めております。

今後も、これまでの方法を継続しつつ、議員から御提案いただきました広報紙等で丁寧な情報提供にも努めてまいります。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 先ほども言いましたように、多くの方が目にする機会として

広報ひらかわ、これ一番なんですよ。

で、ここで問題点が。文字があまりにも小さ過ぎるんですよ。ですからなかなかですね、それを読み込むことは難しい状況です。特に御高齢の方々にとってはこれ、非常に難しいんですよ。

ですから、特集号とか設けたり、お金がかかりますけども1ページを使って大きな文字で書くとか、もう少し分かりやすいものをこれから工夫していただいて、告知徹底、周知徹底、お願いできればと思いますので、何とかこの点、お願いします。

少子高齢化社会、今だんだんだんだん進行していますけれども、空き家・空き地問題と連動して、この管理が行き届かない樹木植栽は、今後ますます増えていくことが予想されます。

ですからこそトラブルになる前に、所有者が自覚を持って対応していただけるように、何とか周知徹底をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員） 8番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり、明日11日と12日は議案熟考のため、13日は常任委員会開催のため、16日から19日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、次の本会議は、20日、午前10時開議とします。

本日はこれをもって散会します。

午後3時00分 散会

1 児童生徒のネット依存について（1）

資料 1

令和7年6月定例会 一般質問資料 高西勇人作成

- 児童生徒のネット依存とは、インターネットやスマートフォンを過度に利用し、心身に影響が出ている状態を指します。
- ネット依存の背景として、心理的な要因（ストレス逃避、孤独感、承認欲求など）、社会的要因（対人関係の問題、仲間意識など）、環境的要因（家庭環境、学校環境など）が複合的に絡み合っていると考えられます。
- ネット依存の症状として、身体的現象、心理的現象、社会的現象、学業的現象、行動的現象を引き起こす可能性があります。
- ネット依存が疑われる中高生は約4人に1人という調査結果もあり、その影響は大きいと言えます。

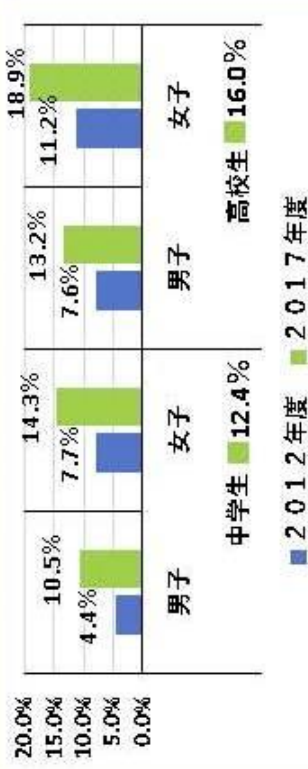
● 児童生徒のネット依存の背景と症状



● 児童生徒のネット依存データ（全国）

① 厚生労働省研究班調査（2017年度）

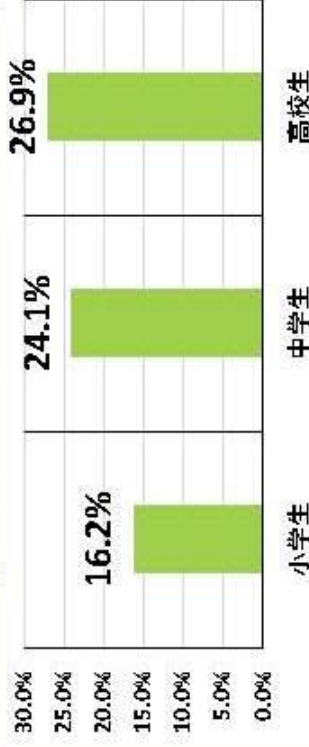
【ネット依存が疑われる中高生の割合】



- 対象：全国の中学生・高校生（約6.4万人）
- 結果：ネット依存の疑いがある中高生（推計93万人）
⇒ 全体の約7人に1人
- 背景：スマートフォンやSNSの普及が主な要因。

② NHK報道（2024年度）

【ネット依存が疑われる小中高生の割合】



- 対象：11都道府県の小中学生・高校生（約17.8万人）
- 結果：ネット依存の疑いがある中高生
⇒ 全体の約4人に1人
- 背景：コロナ禍の休校期間でネット依存が悪化

1 児童生徒のネット依存について（2）

資料2

令和7年6月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

- 予防・対応策について、**初期対応、家庭、学校、専門機関、地域の視点から体系的に取り組む必要**があります。
特に、ネット依存による症状が児童生徒に現れた場合、適切な対応が必要です。

● ネット依存に対する主な予防・対応策

カテゴリ	目的	対応策	実践例
初期対応 (症状の観察と認識)	ネット依存の兆候を 早期に発見し、適切 な介入につなげる	① ネット依存の症状のチェック（前述の5つの現象確認） ② 依存度の評価（「インターネット依存度テスト」活用） ③ 家庭での対話 → 子どもを非難せず、ネット利用の状況や気持ちを聞く	➤ 保護者が子どものスマホ利用ログ （例：スクリーンタイム機能）確認 ➤ 親子での話し合い ➤ 感情的にならずに理由を探る
家庭での対応	家庭環境を整え、 ネット利用を健全化 し、依存症状を軽減	① 利用ルールの設定 → 使用時間や場所の制限 ② デジタルツールの活用 → スクリーンタイム管理アプリ（例：Google Family Link、 Qustodio）を導入し、利用時間やアプリを制限 ③ 代替活動の促進 → オフラインの趣味（例：スポーツ、読書、絵画など） や家族活動（ハイキングなど）を推奨 ④ 親子のコミュニケーション強化 ⑤ 保護者のデジタルリテラシー向上 → スマホやSNSの仕組み学び、子どもに指導	➤ ルーターのWi-Fiを22時にオフにし、 家族でボードゲームを楽しむ時間 を設ける ➤ 保護者がQustodio導入し、子どもの ゲームアプリ（例：フォートナイ ト）を1日1時間に制限
学校での対応	学校環境で依存症状 を管理し、学業や 対人関係を支援	① 情報モラル教育の強化 → ネット依存リスクを授業指導 ② スクールカウンセラーの活用 ③ スマホ利用規制 → 授業中や校内でのスマホ使用を禁止 ④ 課外活動の充実 → ネット以外での居場所を提供 ⑤ 教員の研修 → ネット依存を早期発見する研修など	➤ ネット依存リスクの生徒に定期的に カウンセリング実施 ➤ 「スマホオフデー」を設ける → 生徒が図書館やスポーツ活動参加
専門機関への相談	重度の依存症状 (例：不登校、 抑うつ、攻撃性)に 対応し、専門的治療 を提供	① 医療機関の受診 ② 専門施設の利用 ③ 地域の相談窓口 ④ オンライン相談 → 精神科や心療内科で診断 → 認知行動療法（CBT）、家族療法 → 青少年相談窓口、児童相談所の活用 → こころの健康相談統一ダイヤル NPOのネット依存相談窓口	➤ 児童相談所への相談 ➤ 最寄りの医療機関を受診 ➤ 久里浜医療センターの外来治療受診 ➤ 認知行動療法（CBT）、家族療法
地域・コミュニティ での対応	地域全体での依存 予防と支援のネット ワークを構築	① 地域イベントの活用 → ネット以外の活動、居場所提供 ② NPOやボランティアの関与 → 親子イベント開催など ③ 地域リソースの活用 → 読書会、スポーツイベントなど ④ 啓発キャンペーン → 住民にネット依存リスクを周知	➤ 農業体験イベントの開催 ➤ 自然活用キャンプの開催 ➤ 保護者向けに「スマホとの付き合い 方」講座を開催

1 児童生徒のネット依存について（3）

資料 3

令和7年6月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

- ネット依存による症状の重症度に応じた対応策を検討しておくことが重要です。
- 平川市は、早期からネット依存に対する取組をしてきた点は評価できます。もっとも、先進事例と比較すると課題もみられます。

● 例：ネット依存による症状の重症度に応じた段階的対応のフローチャート

症状の重症度	主な症状	対応策	担当者
軽 度	利用時間増加（例：1日4時間以上）、軽い睡眠不足	家庭利用ルール設定、アプリ制限、代替活動	保護者、教師
中 度	成績低下、対人関係希薄化、不登校兆候	カウンセリング、スマホ利用規制、課外活動	学校、カウンセラー
重 度	抑うつ、不登校、攻撃性、過度な課金	医療機関受診、認知行動療法（CBT）、専門施設	医師、専門家

● 平川市の取組と課題

▼参照：平成26年第4回定例会・柴田教育長答弁、「インターネットトラブル事例集」（平川市）

自治体	取 組	評 価
平川市	➤ 「インターネットトラブル事例集」の公開 内容：児童生徒や保護者向けに事例集を配布し、ネット依存、ネットいじめ、詐欺、個人情報漏洩などのリスクを具体例とともに紹介し、健全なインターネット利用を啓発 対象：小学生から高校生、保護者、学校関係者 目的：ネット依存の予防と、過度な利用による健康や学業への影響の軽減 ➤ 学校や地域での啓発活動 内容：学校での情報モラル教育や保護者向けセミナーを通じ、ネット依存のリスクやスマホ利用ルールの重要性を指導（例：夜間利用の制限、スクリーンタイム管理） ➤ 家庭との連携 内容：保護者に、子どものスマホ利用状況のモニタリングや家庭内ルール（例：1日2時間以内の利用、22時以降の使用禁止）の設定を推奨。 ➤ 相談窓口の設置 内容：指導課の教員相談員2名と指導主事3名が生徒指導相談や学習指導相談に応じる体制 青森県警察本部の相談室：ヤングテレホン、ヤングメール 全国共通の消費生活に関する電話相談ダイヤル：消費者ホットライン 子どもの人権問題に関する相談窓口：みんなの人権110番、子どもの人権110番 青森県医師会子どものネット依存（健康被害）相談窓口	・事例集を公開し、ネット依存を含む幅広いリスクを網羅的に啓発している。 ・自治体公式サイトを通じた情報発信や学校・家庭連携により、地域全体での啓発を推進している。 ・事例集の公開やセミナーなどの取組を、学校、家庭、地域を巻き込んだ多角的アプローチがとられている ・早期介入を重視！！

【課 題】

- 1 児童生徒のネット依存に関する調査データとられているのか？
- 2 多角的アプローチがとられている点は評価できるが、取組に対する定量的な評価がなされているのか？
- 3 低年齢層（幼児～小学校低学年）への介入はどうなっているのか？
- 4 専門機関と連携して具体的なプログラム（デジタルウェルビーイング、カウンセリング、アウトリチング、屋外活動）を準備しているのか？
- 5 先進的なツール（例：アプリ活用、認知行動療法（CBT）ベースのプログラム）の導入はされているのか？

2 児童生徒のネット依存について（4）

資料4

令和7年6月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

● 主な先進自治体の取組事例

自治体	取 組	特 徴	評 価
東京都	➤ 青少年向け相談窓口 ネットやスマホ関連のトラブル相談窓口を設置。ネット依存やSNSトラブルに対応し、専門家が子どもや保護者にアドバイスを提供 ➤ インターネット利用啓発セミナー 小中学校向けに、ネット依存のリスクや適切な利用時間を学ぶセミナーを開催。啓発キャンペーンなどを通じて健全なネット利用を推進 ➤ スクールプログラム 都内学校で、認知行動療法（CBT）に基づく予防教育を試験導入 過度なネット利用のトリガーを特定し、自己管理スキルを養う	・都市部の高いスマホ普及率（中高生で90%以上）を背景に、予防と介入の両方を重視 ・デジタルツール（例：Google Family Link）の活用を保護者に推奨し、スクリーンタイム管理を支援	東京都は予算と専門家のリソースが豊富で、全国モデルケースである ※平川市でも同様のセミナーを導入できないか？
福岡県	➤ 「デジタルウェルビーイング」プロジェクト 県内の小中高校で、ネット依存防止のデジタルリテラシー教育を導入 ➤ アプリ活用 保護者向けに、スクリーンタイム管理アプリ（例：Qustodio）の導入を推奨。子どものネット利用状況をリアルタイムで監視し、過度な利用を防止 ➤ 地域連携 地域のNPOや青少年センターと協力し、ネット依存リスクの高い児童生徒（例：不登校生）を対象に野外活動やカウンセリングを提供	・デジタルとアナログのバランスを重視し、子どもが「オフラインの楽しみ」を発見する機会を提供 ・令和6年の県調査で、高校生のネット利用時間（平均6.2時間）が全国平均（6.14時間）に近く、依存リスクに対応	福岡県は多様なステークホルダー（学校、家庭、地域）を巻き込んだ包括的アプローチが特徴 ※平川市でも地域連携の参考にすべきである
大阪府 堺 市	➤ 「スマホルール」プログラム 市内の小入学校で、家庭と連携したスマホ利用ルールの作成を推進 ➤ 子ども向けワークショップ ネット依存のリスク（例：睡眠障害、成績低下）をゲーム形式で学ぶ授業を導入し、子どもが主体的に利用時間を管理するスキルを養う ➤ 保護者教育 保護者向けに、ネット依存の兆候（例：過度なイライラ、学業放棄）を早期発見する方法を指導し、親子での対話時間を増やす活動も実施	・学校と家庭の連携を重視し、子ども自身が自己管理を学べるプログラムが強い ・令和5年度の調査で、市内中学生のネット利用時間（平均4.8時間）が、全国平均（5時間）に近いため、予防教育を強化	堺市は地域コミュニティを活用したアプローチが特徴。 ※平川市でも応用可能なモデル
(韓国)	➤ 全国的な予防教育の義務化 国家情報基本法に基づき、3～5歳からネット依存予防教育を義務化 ➤ インターネット断食キャンプ ネット依存の兆候がある子どもを対象に、屋外活動やカウンセリングを提供するキャンプを実施し、現実世界での活動を通じて依存を軽減 ➤ 法規制 通信事業者に、18歳未満のスマホに有害コンテンツツィルタリングアプリのインストールを義務化	・早期介入（幼児期から）と法制度の強さが特徴 ・2023年時点で、5～9歳の約16万人がネット依存と推定され、積極的な対策が進む	※平川市でも、幼児期からのリテラシー教育や地域キャンプの導入が検討可能か？ 法規制は難しいが、フィタルタリングアプリの推奨は実現性が高い

2 空き家活用などで進める若年定住策（1）

資料 5

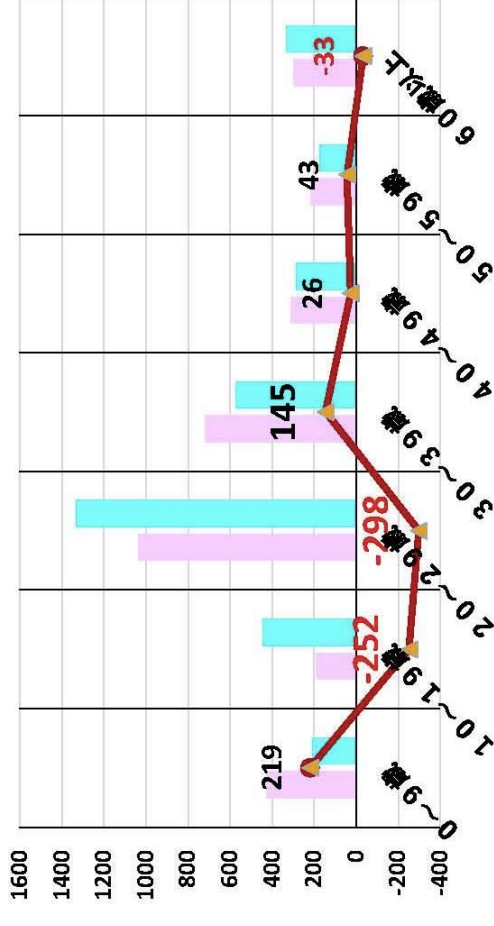
令和7年6月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

- 平川市の令和元～5年度の転入・転出者の世代別推移では、10～29歳で550人の転出超過、30～39歳で145人の転入超過となっています。そこから考えると、Uターン率は約26%と推定されますが、**若年層の転出が多いことが課題**です。そのため、**若年層の地元定着やUターンを促す施策が必要**と考えられます。
- Uターン率が26%と低い理由としては、都市部の利便性、雇用機会、地元企業情報の不足、地理的距離などが考えられます。また、**若年層向けの賃貸住宅が少ないことも要因の一つ**です。令和2年の国勢調査によると、平川市の賃貸住宅は802戸で、人口に占める賃貸住宅戸数比率は2.6%であり、周辺市と比較して少ない状況です。また、令和6年のアットホーム/SUUMOのデータでは、築年数が浅い賃貸住宅がほとんどありません。
- 平川市では、子育て支援、住宅購入や引っ越し費用の助成、給食費・保育料の無償化、医療費支援などを行っており、転入・転出者数のバランスが改善しています。固定資産税が比較的安い点も特徴です。
- 以上のことから、Uターン率をさらに向上させるには、**若年層向けの新しい賃貸住宅の供給を増やすことが必要**と考えられます。

● 平川市の転入・転出者の世代別推移

（令和元～5年度までの合計値）

（単位：人）



■ 転入 ■ 転出 ■ 差引

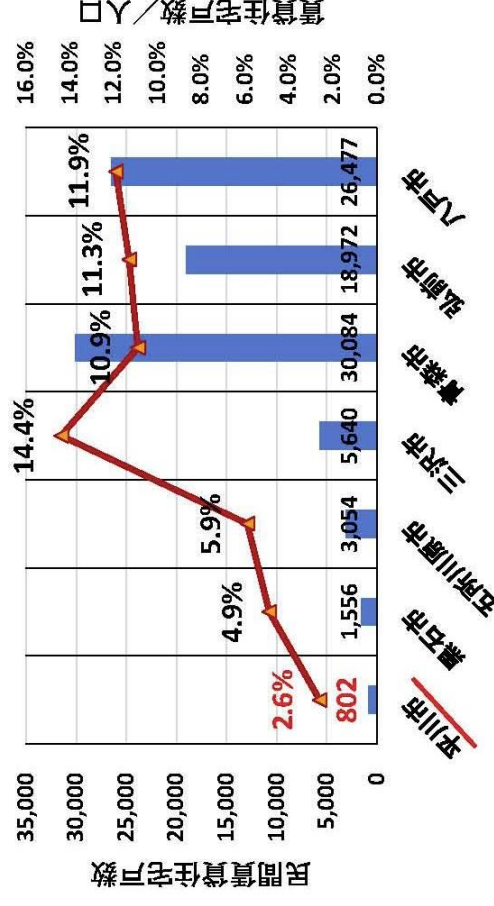
■ 根拠資料等：総務部政策推進課調べ

● 平川市の国勢調査（令和2年）における民間賃貸

住宅戸数と賃貸住宅比率（賃貸受託戸数／人口）

（単位：戸）

（単位：%）



■ 民間賃貸住宅戸数

▲ 賃貸住宅数／人口（＝賃貸住宅比率）

■ 参照：「平川市様 移住定住促進の提案資料」（積水ハウス様）

● アットホーム/SUUMOによる平川市賃貸住宅件数（令和6年）

平川市賃貸住宅総件数：15件 ⇒ 平川市賃貸住宅築年数15年以下：0件

■ 参照：「平川市様 移住定住促進の提案資料」（積水ハウス様）

2 空き家活用などで進める若年定住策（2）

資料 6

令和7年6月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

移住定住のプロセス



STEP1

移住地の調査

- 子育て支援
 - ・子ども医療費給付制度
 - ・保育料無料化事業
 - ・学校給食費無償化事業 など
- 住宅支援
 - ・すこやか住宅支援補助金
 - ・結婚新生活支援事業補助金
- その他
 - ・雇用対策助成金・新規就農者育成対策
 - ・固定資産税が安い など

STEP2

住環境の確認（移住）

- × 賃貸住宅供給不足
- × 公営住宅の老朽化

賃貸住宅の整備と空き家
リフォームの積極的推進

STEP3

住環境の整備（定住）

- △ 分譲地不足
- △ 長期賃貸住宅不足

空き家リノベーション
と賃貸住宅の拡大

2 空き家活用などで進める若年定住策（3）

資料 7

令和7年6月定例会 一般質問資料 萬西勇人作成

➤ 若年層への住宅供給に関する課題と解決案は、以下の通りです。

課 題	解 決 案	備 考
賃貸住宅供給不足、公営住宅の老朽化	若年層向け賃貸住宅の確保、公営住宅の新設など	PFIなど民間資金活用、財政出動などの検討
市街地調整空域の規制、住宅開発の制約	規制緩和（建築許可基準の緩和）に向けた取組	国や県への働きかけ
住宅需要と供給のギャップ	「非居住住宅利活用促進税」導入による空家の流通促進	所有者の理解と運用負担軽減策などの検討
地価上昇と住宅購入のハードル	移住支援金や相談窓口の設置	移住支援金拡充の検討など
増加する空き家・空き地の利活用不足	空き家の利活用促進、空き家バンクの活用	リフォーム支援、バンク登録数拡大に向けた取組検討など

● 京都市における「非居住住宅利活用促進税」(※) について

(※) 「非居住住宅利活用促進税」の概要

目的：住宅不足解消、若年層流出抑制、人口減少対策

※主目的は住宅の流通・利活用促進

対象：都市計画区域内の居住実体のない住宅
(固定資産評価額100万円以上、6年目以降以降20万円以上)

※管理不全空き家、戦前建築の木造家屋（京町家）、一時不在は免税

税率：平均的に、固定資産税の半額程度

影響：売却・賃貸・居住を促し、住宅供給増と地域活性化を目指す。

● 平川市の令和5年度住宅・土地統計調査住宅数概数集計（速報集計）結果

・市内住宅戸数：約11,620戸

・空家率：※「その他住宅」

市内 13.4%

※「その他住宅」

全国 13.8%

80.0%

青森県 16.7%

43.0%

56.0%

市内空家戸数 約1,610戸

内訳）・二次的住宅 160戸

・賃貸用住宅 160戸

・売却用住宅 0戸

・その他住宅1,290戸

※ 別荘や、残業などで遅くなったときに宿泊りする住宅

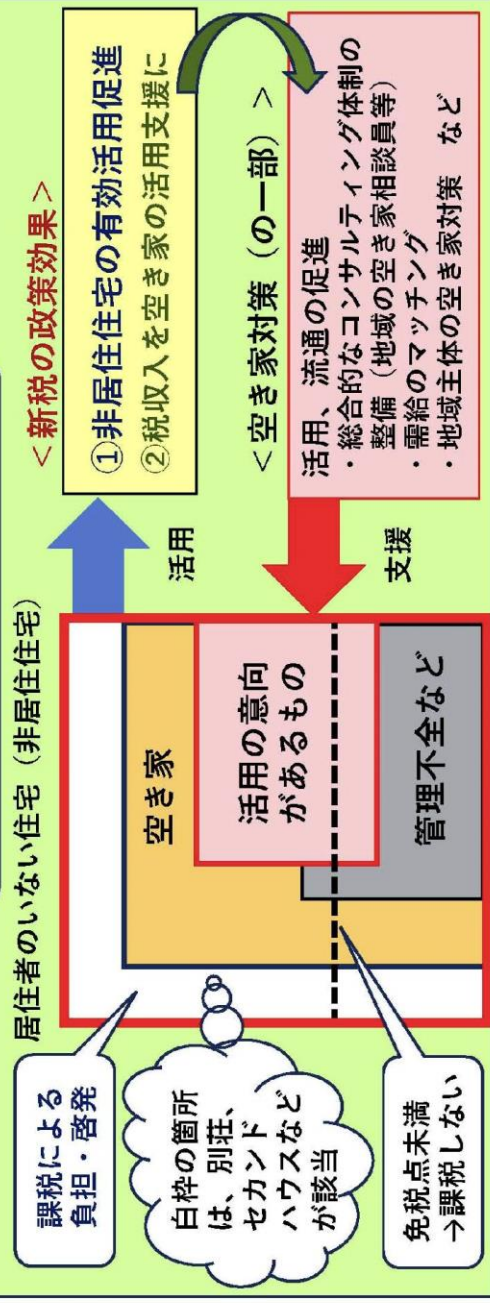
※ 新築・中古を問わず、賃貸のために空家になっている住宅

※ 新築・中古を問わず、売却のために空家になっている住宅

腐朽破損あり 530戸

” なし 760戸

非居住住宅利活用促進税の位置づけ



■ 参照：「非居住住宅利活用促進税の制度概要・導入に向けた取組について」（京都市行財政局税制課）

2 空き家活用などで進める若年定住策（４）

資料 8

令和7年6月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

若年層向け賃貸住宅供給拡大プロジェクトの提案！

● DCMニコット碓ヶ関店

● 平川消防署碓ヶ関分署

● 平川市碓ヶ関
地域福祉センター

● 碓ヶ関小中学校

旧平川市消防署
碓ヶ関分署

旧碓ヶ関小学校

旧かんぽの宿

● 碓ヶ関総合支所

● みかさっこ公園

【提案内容】

➤ 旧かんぽの宿、旧碓ヶ関小学校、旧平川市消防署碓ヶ関分署の跡地を、若年層向け賃貸住宅用地として宅地造成する。

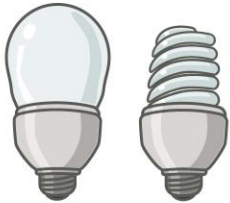
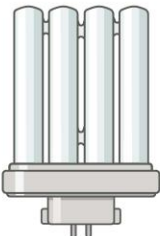
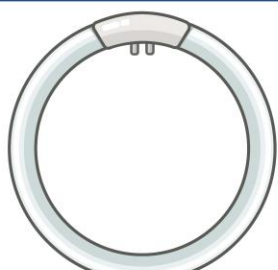
➤ そこに、茨城県境町で定住促進策として実施されている「**もらえる戸建住宅**」(※)を整備する。

(※) PFI（民間資金活用）を活用して自治体が賃貸住宅を提供する。25年間賃貸で住み続けられ、住民に土地・建物を無償譲渡する。対象は子育て世帯、新婚世帯で、所得基準などの条件もある。

一般照明用の蛍光ランプは 2027年末までに製造・輸出入禁止 になります

水銀に関する水俣条約締約国会議の決定を受けて、一般用照明の蛍光ランプについて、その種類に応じて段階的に製造・輸出入を禁止することを政府として決定しました。

蛍光ランプの種類毎の製造・輸出入禁止の時期は下記の通りです。

			
電球形蛍光ランプ（※1）	コンパクト形蛍光ランプ	直管形蛍光ランプ（※2）	環形蛍光ランプ（※2）
2026年1月1日 より禁止	2027年1月1日 より禁止	2028年1月1日 より禁止	2028年1月1日 より禁止

※1 電球形蛍光ランプのうち 30W を超えるものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

※2 ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

- 蛍光ランプから LED 照明への計画的な交換をお願いいたします。
- 蛍光ランプの製造・輸出入は禁止されますが、使用・販売・購入は禁止されません。
- 廃棄の際は、自治体のルールに従った分別・排出や廃棄物処理法などの関係法令に従った適正な処理をお願いいたします。

おうちの蛍光灯を LEDに切り替え!

一般照明用蛍光ランプは2027年末までに製造が禁止に。
蛍光灯が切れたタイミング等で、計画的にLED照明に交換しましょう。

おうちの照明、まだ蛍光灯? 写真で販売店でのサポートがスムーズに!

ご自宅の照明器具の写真を撮って、販売店や工事店に相談しましょう。

①照明器具の全景 (カバーがある場合は外しましょう)



②器具とランプの銘板

蛍光灯照明器具		
FSR0-000		
FSA00000F PF0-RTL 半導体式		
00年製	 NP 消費電力 90W	100-
000000		50
B	ランプ 64W 2×FHF32	
	入力電流 0.91-0.38A	二次電圧

照明器具ごとに写真を撮りましょう

お家の間取り、照明をCHECK!

- | | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| ☐ 玄関・内玄関 | ☐ リビング・ダイニング | ☐ 子供部屋 |
| ☐ 浴室・洗面所 | ☐ キッチン | ☐ 和室 |
| ☐ 階段・廊下 | ☐ トイレ | ☐ 書斎 |



お困りごとや不明点がある場合はお近くの電気店や電気工事店にご相談ください。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

LEDに関する詳しい情報は特設サイトで!



3. 樹木の管理等について

(1)公有地について

■猿賀公園のおのえ荘側の樹木 2025.5.19（月）撮影



■猿賀公園ロマンロード北西側の樹木 2025.5.19（月）撮影



■国道102号線 ひらかわモニュメントの案内サイン

2024.10.30 (水) 撮影



■新館共同墓地の樹木 2025.5.14 (水) 撮影

